

# 第7回 食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

平成26年9月30日（火）

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課

午後2時00分 開会

○長野室長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第7回食品容器包装のリサイクルに関する懇談会を開催させていただきます。

事務局の食品産業環境対策室長の長野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日も、皆様にはお忙しいところ、お集まりいただき心から御礼申し上げます。

本日の委員の出欠状況でございますが、百瀬委員と菅谷委員におかれましてはご欠席と連絡を受けております。織委員と大石委員については、多分ちょっと遅れているということだと思います。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、議事次第の下のほうに配付資料を書いてございますけれども、資料1といたしまして本懇談会の名簿、資料2といたしまして、これまでの議論の整理（とりまとめ素案）、資料3といたしまして、座長メモ、またその後に、本日欠席の菅谷委員からご意見をいただきしておりますので、そちらをつけてございます。

また、9月24日までの合同会合の資料につきましては、お手元のファイルのほうに、合同会合の資料という形でとじさせていただいておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

何か資料、不足の方がおられましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

では座長、議事の進行をお願いいたします。

○石川座長 どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

本日は3時間という少し長い時間になってしまいますが、熱心な議論をお願いいたします。

まず議事に入りたいのですが、前回の懇談会でもお話ししましたけれども、合同会合が年内とりまとめということで、かなり事務局のほうも頑張ってとりまとめに進んでいるようです。この懇談会でも、その合同会合へのインプットというのが一つの大きな目的でありますので、そこを見据えて、部分的には既にまとめていただいた部分もありますが、それ以外の部分についても、最終的なとりまとめに向けてご議論いただきたいというふうに思います。

まず本日ご議論いただく材料として、まず資料2として、今までこの会で議論があった部分について、事務局で整理をしていただきました。これは後ほど長野室長から説明していただきます。

この中では、第5回の懇談会で役割分担、費用分担、それから合理化拠出金制度についてはご議論いただきまして、とりまとめを行っておりますので、その部分は転載しております。またフリーのディスカッションの中で、物によっては、例えば店頭回収の効率的な分別回収方法だとか、プラスチック容器包装の再商品化手法などについては、まだ議論を尽くしたわけではなくて、未熟だと思いますので、この部分、座長メモという形で、こういう話が出ていますというレベルのものを用意してあります。

本日の議事の進め方としては、まず議論が十分とりまとめというところまでいっていないものについてまずご議論いただきて、とりまとめ素案としてご議論いただきたいというふうに思っています。ですから、まず資料2について長野室長から説明していただきたいと思います。

○長野室長 資料2のほう、これまでの先生方のご議論を事務局のほうで簡単にとりまとめたものということで、議論の整理ということで準備をさせていただいております。簡単に説明を申し上げます。

1の「はじめに」という部分につきましては、これまでの経緯ということでございますとか、合

同会合の状況というところを整理させていただいております。本懇談会につきましては、平成25年11月から食品の容器包装リサイクルに関する懇談会ということで、合同会合の議論等も参考にしつつ、多様な観点から検討を行ってきたところであります。それ以降、この検討を通じて明らかにされた制度の現状と課題、また、その対応方向を次のとおり整理するということにさせていただいております。

2番目といたしまして、全体的な容器包装リサイクル制度の評価と課題ということで、先生方にこれまで議論いただいたものを、簡単ですけれどもまとめております。

評価といたしまして、2ページに図1、図2とございますけれども、一般廃棄物の排出量というのは、平成12年度をピークに減少している。また、容器包装の容積も5割程度に減少している。また、最終処分場の残余年数というのも19.7年ということで増加傾向にございます。分別収集を実施する市町村の割合も増加しております、素材別にリサイクルが進展していると言えると思います。

また、今後、我が国の容器包装リサイクル制度というものにつきましては、消費者が分別排出、自治体が分別収集、事業者が再商品化という役割分担のもと、それぞれの役割を的確に果たすことにより、その目的でございます廃棄物の減量、また資源の有効利用ということに効果を発揮してきたと評価できるということを整理しております。

3ページに行っていただきまして、(2)課題ということでございます。

全体的に通じる大きな課題という形で整理させていただいておりますけれども、循環型社会形成推進基本法、容器法の上位に該当する法律でございますけれども、そちらの循環型社会形成の基本原則におきましては、排出抑制が最優先ということでございまして、また今後、世界全体で資源需要が制約していくだろうという状況に鑑みれば、容器包装廃棄物の排出抑制をさらに進めていくということが重要であるとさせていただいております。

また、分別収集・再商品化の進展に伴いまして、市町村による分別収集・選別保管費用、こちら、環境省の調査を引用してございますが、約2,500億円ということ、また、平成24年度の事業者による再商品化費用の負担というのは、これは容器協会の集計でございますが約400億円ということで、ともに負担感が増大しているという傾向があるということ、本制度をさらに将来にわたって持続可能な制度にするために、社会的コストを抑制していくことが求められているというふうに整理をしております。

また、その際、さらに市町村の分別収集費用というものにつきましては、住民税でございますとか、国からの地方交付税とかいう税金で負担をされています。また、容器包装の費用が転嫁された商品というのも消費者が購入するということでございますので、容器包装の排出抑制・再生利用等、費用を負担する者としては、全体として皆消費者ということになってございまして、その意識と行動を変革するところが、今後の動向を左右するというふうにさせていただいておりまして、このために関係者の取り組みなり、推進状況の見える化、また、一層の主体間連携ということで、消費者自身の意識を高め、行動の変革につなげることを通じ、この容器包装の排出抑制・再生利用等のさらなる推進を図っていくことが必要であると、全体的な課題を整理させていただいております。

3番以降、個別の論点、食品容器包装に関係すると考えられる個別の論点の3R推進の問題意識と対応方向という形で整理させていただいております。

これまでご議論いただいた部分につきましては、ある程度対応方向という部分も事務局でとりまとめております。

(1) リデュース・リユースにつきましては、リデュースというのは、事業者の自主的な数値目標として、使用量の削減ということをやっておりまして、平成18年度からの累計の削減量は約239万トンに上るということで着実に推進がされているということでございます。

ただ、商品の選択は、消費者でございまして、容器包装に係る費用について非常に価格差が小さいということでございまして、商品の選択に及ぼす効果は限定的だというふうにしております。このため、リデュースをさらに進めていくためには、消費者が選択・購入行動を変革するというところが非常に大切だというふうにしております。

また、食品の容器包装のリデュースに当たりましては、リサイクルの適性は低下するというもの、複数の素材を組み合わせるということで、よりリデュースが図られるということもありますし、また4ページになりますけれども、今、食品ロスというものが課題になってございまして、中味のロスというものを容器包装のリデュースと同時に削減する技術開発というのも余地があるのではないかと、このような状況も勘案しながら、食品の中味も含めて、ライフサイクル全体でバランスのとれた環境負荷低減を実現する容器包装の設計、ここで環境配慮設計と呼んでおりますけれども、そちらをさらに進めていくというふうにしております。

なお、ここは言わずもがなでございますけれども、特に食品につきましては、非常に高い食の安全・安心を確保するという観点がございますので、厳格な管理が前提であるという留意事項をつけております。

また、2Rということですので、リユースをつけ加えておりますけれども、それにつきましては、現在自主的な事業者の取り組みによって、規格化ですとか地域での回収システムというものをやっていますが、社会構造とかライフスタイルの変化、流通構造の変化等により年々減少してきているということで、地域で非常に限定された形でリユースというのが展開されているというふうに整理しております。

対応方向といたしましては、これまで皆様方にお諮りしている内容になりますけれども、リデュースを推進していくということにつきましては、これまでどおり事業者の自主的な取り組みをベースにすることが適當であるというふうにしております。

また、さらにこれを推進していくという観点から、消費者が事業者の取り組みを理解して、製品を選択・購入できるようにするために、関係者が協働するコンソーシアムのような形で環境配慮設計を一層推進していくということを書いております。

また、リユースにつきましても、地域を限定したシステムというものを構築していくということが適切ではないかと整理しております。

引き続きまして(2)からリサイクルということでございまして、①役割分担と費用分担ということでございますが、こちらは問題意識の部分をつけ加えさせていただいておりますけれども、対応方向の部分につきましては、これまでご整理いただいたものと同様でございまして、既に拡大生産者責任ということで、事業者が再商品化の費用を負担しているということで、責任を果たしているということでございます。既に前述のとおり、現行の役割分担は有効に機能しているというふうにしております。

一方、市町村からはこの費用分担を変更してEPR、事業者の負担によって、財政事情を改善してほしいという声もございます。しかしながら、この変更によって、社会的コストがどう削減されるのかとか、環境負荷が低減されるのかというところは、現時点では明らかになっていないということでございますし、費用負担する者と実際実施する者が異なる場合には、モラルハザードにつな

がるおそれがあるという声もあるというふうにしております。

また、市町村のほうで、容器包装の選別作業とリサイクルする再商品化事業者による選別作業の重複があるので、一体化するほうが効率的だという意見と、これは異なるものでございますし、安全性確保の面からも一体化できないという意見があるというのを書かせていただいております。

対応方向につきましては、第5回の懇談会で整理したものをそのまま添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、（6）でございます。

②の効率的な分別・回収方法ということで、こちらは、問題意識というところだけ整理させていただいております。

スーパーマーケット等の店頭におきまして、トレーやP E Tボトル、牛乳パック等の飲料用紙容器といったものが、非常に清潔で異物の少ない形で回収されています。これにつきましては、小売事業者の自主的な取り組みということで、容器包装リサイクル法の対象外として運用されているところでございます。

小売の事業者の方々からは一定のコストがかかるということで、店頭回収のインセンティブを検討してほしいという声がある。また、廃棄物処理法上、「専ら物」ということで、その廃棄物の規制がかからない缶でありますとか、段ボールというものと異なりまして、プラスチックとかP E Tボトルとかいうようなものにつきましては、廃棄物処理法の適用関係が自治体によって非常にばらつきがあるということで、小売事業者さんの営業範囲を考えて、商品の戻り便の活用であったり広域で収集したりするということが非常に難しくて、円滑で効率的な店頭回収ができないという声もあるということでございます。

続きまして③は、プラスチック製容器包装の再商品化手法の見直しということでございまして、問題意識と対応方向の整理をしております。

問題意識につきましては、7ページ以降でございますけれども、こちらのグラフ、図4にございますように、P E T以外のプラスチック製容器包装に係るものが、事業者が払う再商品化委託料金のはほとんどだということ、また落札単価も次第に減少傾向にはございますけれども、材料リサイクルは約6万3,000円、ケミカルリサイクルは約4万4,000円というふうに差があるということでございます。

また、プラスチックの容器包装のリサイクルにおきましては、材料リサイクルの優先枠というものが50%と設定されております。これも設定されるに至った平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係るとりまとめ」におきましては、その優先的な取り扱いを直ちに廃止すると結論づけるに十分な材料が得られているとまでは言いがたいということで、容器包装リサイクル法の次期見直しまでの間、材料リサイクルの優先的取り扱いを継続することとされておりまして、次期見直しの際に根本から再検討すべきというふうに整理されております。

材料リサイクルの場合、他工程利用ということで残渣が約50%出ておりまして、この残渣につきましては、R P F化やセメント燃料ということで、熱回収に回されているということでございまして、プラスチック全体の50%がマテリアルリサイクルで、そのまた半分が熱回収に回されているということで、プラスチック容器の約25%は熱回収に回されているというのが実態でございます。

ただし、この熱回収のエネルギー利用率等につきましては、条件というものは容り協会等のほうでは規定されていないということです。

しかしながら、再商品化手法の入札におきまして、RPF等の熱回収というのは、非常に高いエネルギー利用率という条件があり、また緊急避難的な場合ということに限られておりまして、入札の実績はないということでございます。

一方、ヨーロッパは、一定程度リサイクルをした上で、サーマルリカバリーという形でエネルギー利用も認められているということでございます。またプラスチック製容器包装は、非常に種類が多様でございまして、材料リサイクルの高品質化というところには、おのずと一定の限界があるというふうに言われておりますし、特に食品の容器包装の一部は、付着物が非常に多く、材料リサイクルに不向きな面もあるということでございます。

また、材料リサイクルにより得られたペレットの最近の価格というのは、平均して10～20円程度ということで、余り高くないというところもございますし、また再商品化製品の最終用途の約7割はパレットや土木建築用資材ということで、材料リサイクルにおける再商品化製品の工業製品化といったような高付加価値化というところは進んでいないというふうに問題意識を整理しております。

対応方向といたしましては、皆様方にまたご議論いただければというふうに書いてございますけれども、容器包装リサイクル制度におきましては、リサイクルは事業者、特定事業者の役割という役割分担になっておりまして、事業者が費用負担者として、その手法のあり方やコスト削減にも責任を果たしていくことが必要ではないか。また、プラスチック製容器包装リサイクル費用の低減を進めるために、材料リサイクルとケミカルリサイクルの間の競争のあり方や、それぞれの手法の中における競争のあり方について、どのような方策が考えられるか。また、プラスチック製容器包装の約25%は熱回収されているという実態も踏まえて、熱回収の取り扱いをどうするべきかと、対応方向のほうを整理しております。

④の合理化拠出金制度でございますけれども、問題意識は現状を整理させていただいておりますけれども、合理化拠出金の拠出総額、これまで平成22年度までは約100億円程度でございましたけれども、23年～25年度につきましては、約20億円前後ということに減少しております。これは、本制度が予定しておりました品質向上と社会的コスト削減という合理化効果が出ている証左であるということでございます。一方、非常に今後も減少傾向にあるということでございまして、市町村から拠出額の増加を求める声もあるということを問題意識で整理させていただいております。

対応方向につきましては、前回整理したものをそのまま記載しております。

続きまして⑤のPETボトルの国内循環でございますけれども、問題意識といたしまして、使用済みPETボトルは、市町村により約30万トンが分別収集されており、6割の市町村は容リ協会へ全量引き渡し、1割の市町村は一部引き渡し、3割の市町村は全量独自処理をしているということで、容リ協会への引き渡しは約20万トンぐらいで、また残りの約10万トンは市町村の独自処理ということで、海外にも一部輸出されているということでございます。

一部引き渡しを行う市町村は減少傾向にございますが、独自処理を行う市町村の数は横ばいということでございます。

前回の法改正に伴いまして、基本方針の中で容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引き渡しということで、容リルートへの引き渡しということが規定されているところでございますけれども、環境省の調査によれば、市町村が独自処理する場合の最終利用先まで市民に情報提供している市町村は約6%ということで、市民がどのような形でリサイクルされているのかというのを確認することは困難となっているということでございます。

またPETボトルにつきましては、新たにボトルtoボトルといった水平リサイクル技術が実用化

されておりまして、これまでの繊維やシートといった従来用途ともバランスをとってリサイクルを推進していくためには、国内循環量の確保が必要であるというふうにしております。

対応方向といたしましては、この使用済みのP E Tボトルというのは、市民の協力により分別収集されたものでございますので、国内の循環資源としてリサイクルされることが望ましいのではないかと。また、市町村が容り協会へ円滑に引き渡しするためにはどのようにしたらよいのかと。また、市町村が独自処理する場合には、市民がP E Tボトルのリサイクルの行方を確認できるようにするべきではないかというふうにしております。

(3) 以降、余りこの懇談会で議論されていない事項というところを整理しております。

①といたしまして、製品プラスチック・役務プラスチックの扱いということでございまして、プラスチックの容器包装のコストというものの削減というのが、現在、非常に課題になっているということでございまして、リサイクラーの処理能力も回収量の2倍ということでございまして、その増加に対応できる状況にあるということでございます。

また、消費者のほうからも、この容器包装リサイクル法の対象となるものと、対象とならない製品プラスチック・役務プラスチックの区別がわかりづらくて、これを対象として、回収量の増加を図るべきとの声がある一方、これは容器包装リサイクル法の範囲を超えるということから、中長期的に別の場で議論すべきだという声もございます。

また、指定ごみ袋ということで、市町村がごみを収集するために指定している収集袋でございますけれども、こちら、収集されたプラスチック製容器包装の約三、四%と一定量を占めているということで、市町村が分別収集する際に用いているものでございますけれども、現在、容り法の対象とはなっておりませんので、分別基準適合物の異物ということで、市町村のほうでこれを除去しているというところでございまして、市町村から指定ごみ袋というものはプラスチック製容器包装と同種の素材でございますので、コスト削減のために分別基準適合物から除去不要としてほしいとの声があるということでございます。

また②でございますが、環境配慮素材の扱いということで、バイオプラスチックなどの環境配慮素材の容器包装への活用事例が見られるということでございますが、容り法上は特段のインセンティブは位置づけられていないということで、再商品化委託料金の減額等のインセンティブを検討すべきとの声があるというふうに整理しております。

③でございまして、ただ乗り事業者対策ということで、こちら、既に容り法完全施行から10年以上経過しておりますが、依然として再商品化義務を履行していないただ乗り事業者が存在する。現状、国の地方組織を通じまして事業者指導を行っているところでございますけれども、事業者の公平性の確保や行政コスト削減という観点から、効率的かつ効果的なただ乗り事業者対策を検討することが必要であるというふうにしております。

また最後でございますが、④といたしまして、委託料金の徴収支払方法ということで、全国に多数のフランチャイズ加盟店や支店を有する小売業、外食産業につきましては、本部で一括して再商品化委託料金等の徴収事務をまとめてやっていただいているということでございますが、例えば合理化拠出金の支払いには、支払いから精算までに3年間かかるというようなことで、本部の事務コストが非常に大きいというふうに伺っております、そちらの方法の合理化を検討してほしいという声があると。

その際、プラスチック原料製造や容器包装製造のサプライチェーンの上流に一括して課金すれば、下流での事務コストが不要となるとの声があるということでございます。

以上、簡単でございますが、資料2でございます。

○石川座長 ありがとうございました。

続いてこちらの資料2のほうで、対応の方向までは議論されていないので、まとめていない部分を資料3として、座長メモとして書き出してあります。これについて簡単にご説明させていただいて議論に入りたいと思います。

まず効率的な分別・回収方法としては、ここに書かれているとおりで、現在対応が行われていることは、自治体回収を補完するという位置づけでは今後とも継続されることが望ましいとか、小売店に過度な負担がかかっているとすれば、それは問題であるとかという問題意識はありました。

製品プラスチック・役務プラスチックについては、ご説明あったとおりで、容リ法の中で取り扱うとなると、技術的な意味では、リサイクルに好ましいプラスチックかもしれませんけれども、容リ法というのは、責任のあり方とか、もっと具体的にいうと支払いのあり方を議論するというフレームになっていまして、製品プラスチックは明らかにステークホルダーが違っていて、そのところをどう整理をつければいいのかと。これと同種のことは、ほかのリサイクル法でもあるかなと思うんですけども、これについても議論いただきたいと思います。

それから環境配慮素材の扱いについても、たしか百瀬委員から問題提起がありました。これについてどうするべきであるか。事業者の貢献が認められるようなことを望むというご発言があったと思います。

それから4番目、ただ乗り事業者対策としては、フリーライダーの対策というのは、今は国の出先機関が人手と手間をかけて、いわば力ずくでやっているわけですけれども、何とかほかにもう少しできぬものかと。この見直しの間では、容リ協会さんのほうで支払いを行っている事業者の名前の公開、それから同意をしていただいた事業者に関しては金額の公開ということをやっていただいて、一定、かなり前進しているということがございますので、余り力ずくのモニタリングということだけではなくて、ほかにもう少し何か手がないかということで、取引先が支払っているかどうかを確認するというようなことはできないものだろうかというふうなことを書きました。

それから、委託料金の徴収支払い方法については、これはこの懇談会で問題提起があつて、私自身初めて気がついたようなことでもありましたけれども、これも何か合理化することができないだろうかという問題提起がありましたので、ご議論いただきたいと思います。

まず最初に、長野室長からご説明ありました資料2と、私のほうで簡単に説明させていただいた資料3で、不明の点とかご質問ございませんでしょうか。もしよろしければ議論に入りたいと思います。

それではまず最初は、効率的な分別回収方法というところでご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見のある方はお知らせいただきたいと思います。

では二村委員どうぞ。

○二村委員 ありがとうございます。

生協でも店頭の回収ですか、あるいは宅配センターでの回収等を行っておりますけれども、一番困るのは、市町村あるいは県等で、それぞれ廃棄物にかかる指導といいますか、そういうものが異なるということです。

実際には、一つの市町村内でおさまることはできませんので、幾つかのところにまたがって、ある事業所から効率的に戻り便等を使って回収ってきて、1カ所で処理をして、それを再生事業者さんにお渡しするというようなことを幾つかのところで取り組んでいます。非常に苦労されている

ところと、比較的、行政と上手にやれる場合というのがありますが、本当に苦労されている場合で、行く先々で違うことを言われたり、それに対応しようとすると許可の関係が非常に複雑になってしまって、かえって社会的なコストがものすごくかかるというような場合、あるいはそうした調整があまりにも大変なので、店頭での回収踏み出せないというような事例もございます。この間の議論にもありますように、店頭での回収というのは、非常によい状態のもの、きれいにしていただいたものが集まりますし、それから消費者の啓発といいますか、コミュニケーションという意味でも非常に重要なと思いますのでそこにやはり取り組みやすくするような制度ができるといいなと思っています。

そうはいっても地域ごとのいろいろな状況もあって、一律にこれならオーケーという制度は多分ないと思いますので、どちらかというと食品リサイクル法でやられているように、一定のルートなり形なりをどこかが認証していただいて、それであればオーケーだよというような、そういうような位置づけ方がするといいのかなというふうに思っております。

それが一点です。

この部分についてはそこだけです。以上です。

○石川座長 ありがとうございます。何か、今、具体的な食りの、いわゆるリサイクルループによって積み込みとか若干の規制緩和があるというふうな仕組みのご提案もありました。何か関連するご意見ございませんでしょうか。

では、亀井委員どうぞ。

○亀井委員 先ほどの二村委員と同じような意見なんですけれども、再商品化事業者の立場から店頭回収に関する件について意見を述べさせていただきます。

やはり店頭回収を、小売業者あるいは容器包装製造メーカーが自動的に推進しやすいように、廃棄物処理法の対応、見解に管轄自治体で差が出ないように、国としての明確な見解や規制緩和をぜひお願いしたいというふうに考えております。

具体的には、店頭回収の対象は、プラスチック製容器包装では、やはり場所等の問題もあってトレーとか、ペットボトルのふた等に限定されるかと思います。

しかし、弊社では店頭回収による処理も全体処理量の1%未満程度にすぎないんですが、象徴的な取り組みということで、トレー製造メーカーと協働で推進しております。特に食品トレー製造メーカーでは、弊社のコークス炉化学原料化法は、約10%程度なのですが、まさに食品容器用原料へ水平リサイクルできるため、非常に興味を持っていただいておりまして、リサイクルシステムの構築に向けて協働で推進しております。

この際に、自治体にいろいろ説明するときに、自治体によっては、トレー製造メーカーが自分の会社で製造したトレーを回収するのは、自ら処理で問題はないが、ほかの会社が製造したトレーを回収するのは、廃棄物処理法上問題があると言われる場合があるということです。

こういった面はやはり消費者、小売業者、トレー製造メーカーの理解と協働で、店頭回収は成立するものであり、自社の製造トレーのみ回収するというのでは、全く現実的ではないというふうに思います。

このような点からも、法的に位置づけるのではなくて、店頭回収が円滑に進むように廃棄物処理法の適用に関する国としての見解の明確化と、管轄自治体をまたぐ収集運搬の説明、許可等の業務負荷が軽減できるような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。

では鬼沢委員。

○鬼沢委員 私も、店頭回収を法的に位置づけるべきかというふうに一応文章はなっているんですが、法的に位置づけると、店頭回収ができないお店も当然あるでしょうから、法的に位置づけるというよりも、今、一生懸命店頭回収している小売店さんが、今後も継続していくって、より資源を回収できるシステムにやはりしていくべきなのではないかと思います。

それで、効率的な分別回収方法として、今、この部分では、店頭回収のことが載っていますが、先ほどの資料の8ページにありますペットボトルの国内循環と非常に関係する部分で、個別に考えるというよりむしろ今、店頭回収されているペットボトルは非常に質のいいものがちゃんと集まっているわけですから、それをいかに国内循環していくかというところと関連して考えていくべきことなのではないかと思います。

それで、今、頑張っているお店が回収していることに、そのままお店がやっているんだから、統ければいいというのではなくて、やはりちゃんとした何か位置づけとかないと、これは進んでいかないし、ましてはペットボトルの国内循環を考えたときに、もう少しちゃんとした制度みたいなものがあったほうがいいと思います。

○石川座長 ありがとうございました。いかがでしょうか。活発な意見をいただいています。

片山委員どうぞ。

○片山委員 ありがとうございます。

お店側からの意見でございますけれども、今、スーパーマーケット等は、店頭回収で主に資源物という形で回収されていると思います。

私どもコンビニエンスストアでも、店頭にクリーンボックス等が置いてありますと、東京23区ではペットボトル回収の協力をしているケースもございますけれども、それが資源物なのか、それともごみなのか、というのが結構難しいところでございまして、店頭で集めますよと言うと、いろいろなものが来てしまう可能性がある、ということがございます。

以前、某自治体のほうで、買ったものは買ったところに返しましょうというような報道と言いますが、告知がされて、我々もそれはちょっと困りますという話をしまして、最終的には、このお店が回収しますよというのをホームページのほうで紹介していただきました。自治体によって、いろいろなお話がございますけれども、本当に見解もさまざまございますし、それをひとつにまとめてやるというのも難しいのかなと思います。

例えばペットボトルのキャップで寄附をするという活動であっても、それがごみなのか、ごみではないのかというのは、自治体によって見解が違ってくるというところもございます。ですから、これは法律で集めることを決めるということではなくて、資源物なのか、ごみなのか、というところが最終的な整理になると思います。一番わかりやすいのは、持ってきたものを買い取るとか、何かしらのインセンティブがあって、そうすれば廃棄物という扱いにならないと思います。それが自治体として判断する際の、一番のポイントになるのではないかと思います。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございます。

何か廃掃法の根幹にかかわるところにも触れているので、進めてやつたらいいというのは、皆さん多分合意されているんだと思うんですけども、出口として何を想定するかによって、実はものすごく大変なことになっているかもしれないし、できることになっているのかもしれないというふ

うにも思います。

いかがでしょうか。この点に関してご意見。

一つ、私が伺っていて思ったのは、一つの共通点は、自治体によって解釈が異なる、結果として、指導とかが違うというのはあるんですけども、その中でも解釈レベルで違うというのが、何とか共通化できないか。もっといえば一番極端なのは、例えばコンビニなりスーパーなり生協なりで、店頭回収しているものは例外にしろというのは、言い方としてあり得ると思うんですが、これは廃掃法をどうするのかという話に、多分なってしまいますよね、片山委員がおっしゃったような。無価値物ですから。

でも、解釈で、例えば先ほど例が出たようなペットボトルのキャップとラベルとかいうのは、かなり店頭回収というと特定のものなので、それだけ何とかすれば当面、少しはよくなるということもありますので、キャップとかラベルに限って、法律ではなくて解釈だけを統一するなんてことはできないものだろうかというのは、私自身、少し感じました。

一般的に言って、自治体は個別で裁量権もあるわけですから、それを統一しようと、どの自治体に言ってもできないですよね。ほかに千何百もあるのを、リーダーシップをとって統一しましょうというの、かなり無理がある話かなという気はするんですけども、ガイドライン的に国がキャップとラベルについてはこうしてくださいというぐらいのことを示すというのは、できるかもしれないなど、廃掃法をいじらなくてもできるのかも知れないと。私、法律が専門ではないのでわかりませんけれども、という感じもしました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

織先生、何か法律のご意見ございますか。

○織委員 廃棄物の定義の問題にかかわってくるものですし、結局、お店が出したもので、お店側で買ったもの、買ったペットボトルとかをそこで回収するというのだったら問題はないけれども、ほかのも持ち込んできてしまうと、処理業者の業の許可が必要かどうかという話になってくるところが一番問題だと思うんです。

おっしゃるとおりに、自治体によっては、そうはいってもリサイクル推進の観点から、いいですよと言っているところと、厳格にやっているところというので、厳格にいくと、やはり業の許可を持ってやってください、処理してくださいという話に法律上はならざるを得ないと思いますけれども、先生がおっしゃるように、通達か何かで特例のような形で運用をというのもしかしたら可能なかも知れないなというふうには思います。

あるいは容リ法の中で、何らかの形で集団回収、店頭回収みたいなものの位置づけを基本方針か何かの中に入れ込みながら、廃掃法とのブリッジ規定みたいな形というか、通達で解釈できるような形でやるというテクニック的なことは可能なのかなというふうには思います。

○石川座長 ありがとうございました。

この点さまざまな意見をいただいたかと思います。もしよろしければ次の話題に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、製品プラスチック・役務プラスチックの扱いについてなんですけれども、特に個別の問題として、指定ごみ袋の取り扱いというのが挙げられていました、これについて、皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本田委員どうぞ。

○本田委員 指定ごみ袋だけですね。

指定ごみ袋のほうは、通常の容器包装の袋とほぼ同様な性質なので、ぜひとも対象に入っていた

だきたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、原田委員どうぞ。

○原田委員 私どももいたしましたが、前回も申し上げさせていただいたんですが、指定ごみ袋というものは異物扱いされておりますので、これがなければ集められないという事実もございますことから、ぜひ基準の適合物の異物とならないようにしていただければというふうに思います。

○石川座長 梶井委員どうぞ。

○梶井委員 確かに指定ごみ袋を集めて、これは違いますといって分別される。どう考えても不合理だなというふうに思う点は、なるほどなと思います。ただ、この場合、ちょっと注意しなければいけないなと思いますのは、再商品化義務は誰が果たすのですかということを明確にして議論しないと、またこれは法として整合性がとれなくなるようなことも起こるのではないかというあたりを、しっかり議論していく必要があるのではないかというふうに思っております。

○石川座長 ありがとうございます。

今の梶井委員のご意見は、ちょっと視点が違う。指定ごみ袋を異物としないというのは、いつみれば技術的合理性ですよね。こんなにいいものが何で異物なのかという、それはそのとおりで、恐らくこの点は議論する必要もなく皆さん合意されると思うんです。

ただ問題は、今、梶井委員からご指摘あったのは、それ、リサイクル量がふえるわけですから、容リ協会が支払うお金は当然ふえるわけです、量がふえる分だけ。その分は一体誰が負担するのかという意味かなというふうに私は解釈したんですが、これは多分新しい視点から出てきたご意見かと思います。

皆さん、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。何かご意見ございましたら。

本田委員どうぞ。

○本田委員 本件は何回か説明しているんですけども、製品プラスチックと指定ごみ袋も、特定事業者の範疇外というものをどう取り扱うかという点だと思うんですけども、従来どおり市町村の負担にて、一般廃棄物ですので、処理費は負担すると。ただそうすると、分別基準適合物でなくなってしまいますので、分別基準適合物の基準を緩和するというのと同時並行でやらないとおかしなことになりますので、工夫する必要があると思います。

これについては、分別基準適合物の定義を変えた場合は、個別に製品プラスチックの量と指定ごみ袋については自治体が負担するものの、容器包装部分については、従来どおり特定事業者が負担できるような個別認定でやるしかないと思います。

ただ、それをやるかどうかというのは全自治体一斉にやると、うちの自治体は困るとか、ケース・バイ・ケースで出てくると思いますので、そういうことをやってもいい自治体のみ個別認定でやっていく制度を設ければいいのではないかと思っております。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

イメージが大分はっきりしてきました。いかがでしょうか。ほかにご意見は。

原田委員、鬼沢委員の順でお願いします。

○原田委員 異物として取り除かれた後の費用負担については、先ほども室長からご説明あったように市町村の分別収集、選別保管費用は、住民税もしくは国からの地方交付税等で、税金として負

担されているというところで、結果的には容器包装プラスチックから除外されて、その後の処理をせざるを得ないというところがございまして、結果的には市民だったり消費者に戻ってくるという形だというふうには思います。

○石川座長 今、ちょっと本田委員の説明と何かかみ合っていないような気がしたんですけども、製品プラは別にして、指定ごみ袋も異物ではなくて、リサイクルの適合物の中に入れるということにすると、実際にリサイクルされる量がその分ふえますよね、3%とか5%ふえて、そうすると、容リ協会がリサイクラーに払うべきお金が、総額が5%ぐらいふえる。

そうすると、今の制度だとその5%ふえた分は誰が払うかという話になって、本田委員のご提案は、それはもともと一般廃棄物だから市町村が負担すべきだと。ただしそれを全国ベースで平均化してしまうと、市町村によって、ごみ袋の取り扱いを異物にせずに負担はするけれども、異物にしたくないというところもあるし、今のままがいいという市町村もあるので、市町村ごとに個別に我が市町村は自分が払ってもいいから、これを異物とせずにしたいと。そういう緩和をしてほしいと、そういう趣旨ですよね。それに関してどういうご意見ですか。

○原田委員 確かにそのようにしていただいたほうがよろしいかと思いますけれども、私がご説明したのは、現状という意味で異物として除かれた後、結果的には市町村で処理をせざるを得ないということがあって、そこには誰が負担しているかというと、市民の方が税として負担しているということをご説明したわけであって、大変申しわけありません。ちょっとかみ合っていなかったかもしれません。

○石川座長 よくわかりました。

それでは鬼沢委員どうぞ。

○鬼沢委員 すみません、指定ごみ袋のことではない、全体のことなので後のほうがよろしいですか。

○石川座長 ではほかにご意見あるかどうか、伺ってからにします。指定ごみ袋についてはいかがですか。特にご意見ございますか。ではよろしければどうぞ。

○鬼沢委員 この製品プラスチック、容リプラ、あるいはこの指定ごみ袋の件は、やはりプラスチック全体にかかる議論を、合同委員会ではなかなか細かくはできないでしょうし、もうこれからそういう時間が多分ないと思います。

したがって日本のプラスチックのリサイクルをどうしていくかということを、もうちょっとちゃんと検討する場がないと、それぞれ個別で容リのプラはどうするか。家電のプラはどうするかという話になって、当然、それぞれの制度の見直しの議論だからそうだと思うが、プラスチックに関しては、今後、この5年後、10年後、日本のプラスチックの廃棄物を資源として有効に使っていくにはどうしたらいいかという議論のされるべき場がないと、なかなか本論ではないところの何か修正、修正だけで終わるような気がするんです。やはりそういう場が必要なのではないかなと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

大平委員どうぞ。

○大平委員 今の鬼沢さんの意見、そのとおりだと思います。

これは容リ法の改正という場で議論すべきことではないと思います。ただここで、どんな問題があるかという視点だけ申し上げてみたいと思いますが、2010年にリサイクルのあり方懇談会というのがありましたよね。経産省と環境省の合同委員会の下につくって。その報告書を見てみると、製

品プラにはリサイクルに適したものと、適していないものとがあつて、容リプラと一緒に処理できるのはリサイクルに適したものであり、適していないもの、例えば危険物が入っておつたり、いろいろあるわけですが、それは対象外にすべきと言っています。

問題はその先です。製品プラを容リプラと一緒にやつたほうがいいという議論の主な論拠は、容リプラと製品プラの区別が難しいから、分別、識別が難しいからと言っていますが、リサイクル容易な製品プラと容易でない製品プラとの分別、識別のほうがもっと難しいのではないかということです。それが一つ。

それから、そんなふうにして製品プラが収集されてきた場合に、せっかく容リプラでかなり高度なリサイクルが達成されてきているところへ、色とか質とかいう面で、いろいろな異物とまでは言わないけれども、かなり質の違ったものが混入してくるわけで、そのときに、容リプラのリサイクルの高度化を阻害しないだろうかということ。

それから、特定事業者の特定というか、アイデンティフィケーションが難しいですね。容リプラと違って製品プラの場合は、使っている期間も長いですし、不要になったから捨てられるときには、いったいメーカーはどこなんだとか、そんな実務的な問題まで含めて、運用上非常に難しいのではないかと思います。

次に、ドイツで実はこの実験が始まったんです。ドイツの場合には、容リプラを収集する収集容器を使って、製品プラもそれから金属も、鍋釜類も含めて全部入れてもらおうと。唯一入れないものは電気機器、これは著しくリサイクルを阻害するから、これは外して始まった。報告書が出るとか出ないとかいう段階かと思いますが、ここで中間的な報告書を見ると、これによって増加するリサイクル量が、1人当たり年間5キロから7キロというふうに言っています。ドイツでは、5キロから7キロぐらいの増加のために、今、申し上げたような大変な問題をクリアしなければいけないので、どうするんだろうかと思っております。

もう一つ、最後です。

熱回収に関係してくると思います。容リプラの場合は、回収された容リプラの熱回収はほとんどできない。緊急避難的、補完的場合しかできないとされています。製品プラが一緒に集まってきたらどうなるのですか。法的整合性を考えるときに、製品プラは今、認めているから、容リプラも熱回収認めることになるのか、そこを考えなければいけないと思います。

この製品プラの熱回収については、東京都を初め、主な地方自治体の審議会で、熱回収は合理的であると判断され、積極的に進められています。厚生省もその方針だったんですが、容リプラだけについては、リサイクルに支障を来すおそれがあるから熱回収を認めないとということになったと理解しています。

したがって、製品プラと一緒にした場合に、この熱回収を認めるか、認めないかという法的整合性をどう考えるのかというのも問題の一つだと思います。

ちょっと長くなりました。

○石川座長 どうもありがとうございます。

三富委員、本田委員の順でお願いします。

○三富委員 今、大平委員が言われたことは賛同致します。あと、技術的な面からいうと、やはり今、容器包装となりますとポリエチレン、ポリプロピレン、それからポリスチレンといったような素材が大半であり、後のリサイクルもそれがメインです。ただ、製品プラというものが入ってきますと、どこからどこまでを製品プラというのか。用途によっては非常に、例えば強度が必要なもの、

ポリカーボネートが入ってくるかもしれない。ポリ塩化ビフェニルが入ってくるかもしれない。そういういたような後々のリサイクルでの選別とか適性、そこまで考えていいかないと云う。それともう一つは、ボリューム感がどれぐらいあるのかという把握が全くできていない中で、その対応を考えるというのは、やはりこれは別の場所で、そういったところから検討をスタートすべきではないかというふうに考えます。

○石川座長 ありがとうございます。

○本田委員 製品プラについては、平成21年度に経産省のほうで懇談会が開かれて、関係者を集めて議論した経緯があるかと思うんですが、ほとんどの製品プラスチックが中国メーカーがつくっているということもあって、そこからの費用負担というのは望みにくいという結論だったと思います。

それをまた再度場を変えたところで、大きな変化がないと思いますので、先ほどの指定ごみ袋と同じように……失礼いたしました。後ほど再度説明します。

○石川座長 わかりました。

かなり話が広がりつつあるかなという気がちょっとします。製品プラ・役務プラっていったときに、そもそもこの議論がどういうことを背景に出てきたかというのがありまして、まず役務プラについては、クリーニング屋のカバーが、あれが違うと言われるのは何ともやりきれないというか、何か納得がいかんという、消費者理解みたいなところがありますよね。それから技術的に見てもあれはポリエチレンでしょうから、逆に言うと最もリサイクルしたいもの、それをなぜ外すかというのが、これは役務プラに関しては例えばそういうのがある。

それから製品プラも、その延長上で考えられているところがあつて、大平委員から詳しいご説明があったんですが、私の記憶だともう一つは、マテリアルリサイクルに向いたものをマテリアルにしたほうがいいという視点があつて、そのときってきた製品プラスチックというのは、余りややこしいものは多分想定していなくて、ポリオレフィンで固まり感のあるようなものというのは、あるような気がする。おっしゃるとおり、どのぐらいあるんだというのはよくわかりませんよ。多分あるような気がするので、容器包装に使われるいわゆる軟包装みたいな、薄くて色がついてごちゃごちゃしたものよりは、ひょっとしたらいいかもしないという望みがあつて、では製品プラを検討したらどうかと。それをもう一歩いくと、鬼沢委員の問題意識のような、そもそも容りのリサイクル法、家電のリサイクル法というものではなくて、プラスチックリサイクル法、紙リサイクル法という考え方だってあるじゃないか。これはおっしゃるとおり、随分前に、何度もこれは多分議論はしているんだと思うんです。これはそれぞれ多分議論のレベルが違う話かなというふうには思います。

では織委員。

○織委員 まさに石川委員長のおっしゃるとおりだと思うんです。それで、そもそもフランスとかドイツでこの製品プラの話が始まってきたときには、消費者が間違えて出してしまったというものを、そのままそれを人手をかけて分別していくというのは、どうも無駄だろうということで、私が調査したときには、フランスはパイロットとして一番消費者が間違えやすくて、なつかつ一緒に入れても技術的にもオーケーだし、コスト的にも大丈夫なものを、たしか5つほど挙げていたんです。それはプランターとバケツとビニール傘と何だったかなという、何かそれぐらいのとにかく5つのものを指定して、それは容器包装と一緒に出していいですよということのプロジェクトをやって、その結果、量もふえたし、それはいいだろうというようなパイロットプロジェクトの結果があった。

今の問題意識は全く同じだと思うんです。だから市民が間違いやくて、ある程度問題にならな

いようなものというので、まずは指定ごみ袋ってどうなんだろうというところはあると思うんです。それで、この一番のネックは、やはりこの法律が容器包装の定義を1条に置いていて、その中でごみ袋というのが、容器包装というのは商品の容器及び包装であって、当該商品が消費された後に廃棄されるべきものということになりますので、もともとごみ袋ってそういうわけではないので、それを入れ込んでしまうということが、このタイトルの中でどうするのかというところを、どうしなければいけないのかという話はちょっとあるかな。

そうはいっても皆さんのがおっしゃったように、これの手間暇、取り出したりとかしている自治体の手間暇を考えると、何らかの形で入れ込む方策というのは、ありなのではないかなという気はします。

ただ、それを大平委員おっしゃったように、今度はおもちゃ、プラスチックでできているようなおもちゃだけど、乾電池が入っているようなものまでも入り込んでしまうような形に一気に拡大してしまうのはどうかと思いますので、むしろ今、明らかに不合理、ここを分けてやるのはちょっとどうかなというようなごみ袋ですとか、あるいはレジ袋ですとか、そういったものに少し限定しながら、そこをできるかということで、次の段階として、フランスがやっているみたいに、風呂桶というんですか、たらいとか、そういうので、それほど出てくるとも思わないんですけども、そういうものを間違えて入れちゃったようなものは、ある程度っていう議論はありなのではないかなというふうな気はします。

○石川座長 ありがとうございました。

今までの議論を大分整理していただいたかなというふうに思います。

一つにはやはり指定ごみ袋につながる、同じと思ってもいい話が幾つかあったと思います。指定ごみ袋とかクリーニングの袋とか、間違いややすいし、技術的には入って、まとめて処理することがむしろ望ましいようなものというのは幾つか多分あるはずで、それを概念上製品プラスチックとか役務プラスチックといって全部というと、これは大変な問題になってしまうのですが、個別に何とか解釈か何かでできないものか。

それはご指摘あったとおり、1条の容器包装の定義のところをどう回避するか、どう解釈するかという話になると思いますが、その方向の議論と、それから中長期的に鬼沢委員の問題提起というのは、そもそもプラスチックとか、個別にいつまで対策するのかという疑問はもちろんあるわけで、これを議論する場がないというふうな問題提起は、確かにあるなというふうにも思います。これ、多分、違う話だと思いますので、そういうふうに整理させていただいたらと思います。

大石委員どうぞ。

○大石委員 ありがとうございます。

今、座長がお話しいただいた内容そのものなんですけれども、やはりそもそも消費者がプラスチックを出すときに、きちんとリサイクルされるだらうと思って出しますけれども、その先が今のところ容りの中では、本当にマテリアルになるのか、サーマルになるのか、ケミカルで使われるのか消費者にはわからないままに進んでいて、そういう意味では逆に言うと、これは本当に容りとは別の世界になるんですけども、そのプラスチックに、これはサーマルに出してください、これはケミカルに出してくださいというふうなマークがついていて、それに合わせて出していくほうが逆に消費者はとても出しやすいですし、多分、分別する側も、もう一つの手間というのかからないで済むのではないかという思いがあって、今、この場で話せる内容ではないと思うんですけれども、将来的に本当に資源として、さっきの鬼沢さんの話ではないですけれども、どういうふうにプ

ラスチックを見ていくかというときには、そちらの方向性というのもあっていいのではないかなと思って、私はお話を聞きしていました。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。

本田委員どうぞ。

○本田委員 先ほどは失礼しました。

自治体にとってのコストというのは、分別品目がふえるほどコストがアップする、収集運搬コストが高いわけですので、今、一括回収されている自治体というのは、非常にふえていっていると思います。

容器包装の分別基準適合物をつくるために、またあえて一括回収したものを容リプラとそれ以外に分けて、製品プラは今、自治体の焼却炉で燃やしているやり方が多いと思います。ただこれも自治体によっては、燃やしている製品プラの中身を見てみると、かなりリサイクルできるものが我々から見ると多いものですから、自治体によりけりだと思いますけれども、一括回収プラは個別認定で容器包装部分のみ特定事業者が負担して、それ以外の製品プラスチックと指定ごみ袋については、自治体が費用負担してでも、自治体のトータルコストが下がるのであれば、自治体がそれでもいいという自治体もいらっしゃると思うので、それをまた次の5年後の改正まで待たずに、何とか今回そういう個別認定のできる制度づくりというのを、ぜひ検討していただけないかなというふうに思っております。

それから、大平委員のご指摘があったように、製品プラの中でもリサイクルが、おもちゃの金属が多いものとか、そういったもので難しいものがあるというご指摘も、それはごもっともなご指摘でございまして、リサイクラーの中にも、そういう硬質の金属つきのものを破碎できる装置を持っていないリサイクラーもいらっしゃいますので、そういったところは、そういった設備投資をされるのか、持っていないのであれば、そこに手を挙げられないのかというところがありますので、これも個別個別で、認定の中で、判断していければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。いかがでしょうか、ほかに。大体議論は出尽くしましたか。平尾委員どうぞ。

○平尾委員 本田委員の意見をお聞きしての懸念ですけれども、自治体ごとの違いが大き過ぎるというのは、消費者目線から見ると、転居するたびに分別のやり方が違っていることは、結構問題だと思っています。

私もある都内の自治体で廃棄物リサイクルのあり方についてお手伝いをしているのですが、住民の意見としては隣の区はこうなのに、うちはこうだというようなことがすごく議論になります。それから個別認定のことですが、個別認定というのは、やはりやれるところはやってもらったりいいという、ある意味で積極的なよさは出せると思うのですけれども、一方で、それによって国内での制度が自治体毎にばらばらになることは、少し考慮しておかないといけないかなというふうに感じました。

○石川座長 ありがとうございます。

活発なご議論をいただいて、私が思ったのは、これは製品プラスチックとか役務プラスチックということでご議論いただいたんですけども、実は議論していくと、消費者の理解と行動のしやすさを助けるには、今、問題あるわけですから、どうすればいいか。それからさらに集まつたものを

別に技術的には分ける必要もない、むしろ分けたくないことを分けさせられている。これは特定事業者の支払い責任と絡んで、制度上そうなってしまっているわけですけれども、そのところを何とかできないかという話。

それから、さらにもっと中長期的には個別リサイクル法でいいのかという問題提起、問題意識、それを議論する場所がないのをどう考えるのかという、この三つぐらいに分かれるのかなというふうに思います。

特に消費者の認知、行動のしやすさという部分は、多分ほかの問題でも出てきたのかなというふうにも思いました。いかがでしょうか。もしこのぐらいでご意見が尽きていくということでしたら、次に行きたいと思います。

それでは次に、環境配慮素材の取り扱いについて、特に百瀬委員からバイオプラスチック、これ、いろいろな種類があるんですけども、これについてもう少し推進するという方向で容り法のあり方について考えられないかという問題提起があったと思います。いかがでしょうか。

二村委員、それから大平委員。

○二村委員 少し確認させていただきたい内容があります。

一つは、バイオプラスチックがほかのプラスチックと一緒にリサイクルできるのかどうかというのが非常に気になっていまして、ちゃんとリサイクルできるということであればいいんですけども、それがもしできないということであれば、またここに、これは別に回収するというような分別をふやすのは、いかがなものかなということです。

それともう一つは、バイオプラスチックもいろいろあると思うのですが、気になるのは、やはりバイオ素材だから環境に良いだろう、というのではなく、環境の負荷や他の条件を考えたときに、本当に拡大していくのかどうかということです。分解しやすい、という点ではよいのかもしれないんですけども、トータルに見たときに、食料との競合の問題、広くいえば土地をどう使うかということにもなってくると思いますので、そういったことなどを考えたときにどう評価するのかというのは、難しいのではないかなと思います。これらの点について、今段階で情報が不足していると思いますので、この二点について、もしクリアにできるようなものが何かあれば、ぜひお知らせいただきたいと思います。

○石川座長 大平委員、ちょっと待ってください。

ご質問ということで、事務局で調べて宿題としてまた出すことはできるんですが、とりあえずご専門の平尾先生がいらっしゃるから、お答えいただいたほうがいいかなと思います。

○平尾委員 今の二村さんのご質問の中にもあったように、当初出ていたバイオマスプラスチックだと、生分解性がメインに売り出されていたころがあったと思います。

具体的にはポリ乳酸がそうだったと思います。だけれど、生分解できるから環境にいいかどうかというのは、先ほどご質問があったとおり、かなり疑問があります。国によっては回収したものを持っていたり、そういうところはいいけれども、日本はそうではなくて、焼却するのだから、生分解性があったってそんなにいいものじゃないという議論がありましたし、LCA的な観点からもポリ乳酸については、かなり詳細な分析がされた研究例がありますけれども、本当にいいかどうかというのは、やはり人によってかなり考え方方が違っていたと思います。あともう一つは、他の素材のリサイクル阻害になる可能性が高くて、ポリ乳酸がポリオレフィンにまぜられると、やはりちょっと違う性質のものなので、難しいという議論がありました。

ただし、その後、現在国内で流通しているものと、ポリエチレンとP E Tはかなりの量がバイオ由来で流通していると思います。これについては、石油由来のものと全く同じものですので、少なくともリサイクル阻害にはならないだろうなということにはなっていますが、L C Aについてはまだ研究途上かなと思います。今、ご指摘になったように、CO<sub>2</sub>排出的にはいい面もあるという報告があります。例えば私どももバイオ由来ポリエチレンの研究はさせていただいて、CO<sub>2</sub>排出的にはいいという結果を報告していますけれども、学術のレベルでも水の問題はどうなんだ、食料との競合はどうなんだという議論があって、本当に環境配慮なのかどうかというのは、総合的に見てみなければならず、まだ学術レベルでも議論があるところではないかと思います。P E Tについても同様なことだと思います。

ですから、バイオだからということで、イコール環境にいいかというのは、今の二村さんのご指摘のとおりで、それについて正確なサイエンティフィックな議論は、まだ続いているところと考えたほうがいいです。加えて、バイオ由来であることによって水、植物、それから生物多様性とか、さまざまな環境問題について、どのように私たちが考えていくかということについて、さらに問題が複雑化していると思ったほうが、むしろいいのではないかと思っています。

○石川座長 ありがとうございました。何か追加ありますか。

○長野室長 今すぐ出せるものがないので、宿題で整理ができる限りさせていただいて、また次回ご準備させていただければと思っております。

○石川座長 ありがとうございました。

もし関連することがこれ以上なければ、大平委員。では大平委員お願いします。

○大平委員 バイオプラについては、ヨーロッパ委員会がグリーンペーパーというのを2013年7月3日付で出して、プラスチックリサイクル、プラスチック廃棄物全体についていろいろな角度から議論して問題提起して、皆さんの意見を出してくださいということを言っているペーパーなんですが、この中でかなりバイオプラについて結構いろいろ言っています。

要するにバイオプラと一口で言っても、いろいろなものがあって、コンポストできるものもあるし、できないものもある。分解の期間が違うものもあるし、分解には温度と湿度と酸素、紫外線の存在というのが条件であったりする。それから食品への有毒性というのをバイオプラの欠点の一つであると。二村さんが言ったように、従来のプラスチックの処理設備がそのまま使えるのかというと、そもそもなかつたり。それからおもしろいことを言っています、最後に、バイオプラの原料って農産物を使うじゃないか。そうすると食料生産、食料事情に大きな影響を与えないかという問題提起をしています。そんなのを見ましたので、ご参考までに。

○石川座長 ありがとうございました。

では三富委員どうぞ。

○三富委員 環境配慮素材イコールバイオプラというような議論になっていますけれども、これは質問になるのかもしれませんけれども、例えば高度水平リサイクル材、環境負荷的にいうと、例えばペットボトルのB t o Bとか、ああいったリサイクル素材も環境配慮素材という範疇に入れるのかどうかなというところなんですけれども。

○石川座長 ここでは環境配慮素材の取り扱いについて、それが促進されるように容り法の中で何かインセンティブを考えられないかと、百瀬委員から問題提起があって、百瀬委員の具体的な例としてバイオプラがあった。例えばユニーではというお話があったので、とりあえずバイオプラでご意見を伺いました。ですから、環境配慮素材イコールバイオプラというのが前提ではないです。

○三富委員 環境配慮素材イコールバイオプラスということではないということですね。判りました。

○石川座長 織委員、お願いします。

○織委員 今の議論に出ているように、バイオマスプラスのようなものを、果たして本当に環境配慮型製品といつていいのかどうかというのは、まだまだ議論が今後あるかなと思っております。というのは、結局、植物性を使うことによって、焼き畑農場の増殖とか、温暖化という観点から考えたらマイナスになるですか、いろいろライフサイクル全体を考えていたときの議論というのは、まだ一律なものができない中で、この中に言われているインセンティブを与えるという話、仕組みをつくるというのは、やはりちょっと明らかではないところなので、なかなか難しいのではないかという印象を持ちます。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。

鬼沢委員どうぞ。

○鬼沢委員 環境配慮素材とか環境配慮設計がどういうものかというのが、まだすごくあやふやだと思うので、やはりそれの基本的ガイドラインづくりみたいなものを、ちゃんとしたほうがいいのではないかかなと思います。

○石川座長 おっしゃるとおりだと思います。

平尾委員どうぞ。

○平尾委員 三富委員からお話をあった件ですが、環境配慮素材といったときに、どこまで考えるかというのは難しいなとは思います。

ただバイオ系と違ってリサイクル材というのは、そもそも法律の面からいっても、あるいは現在の環境に対する全体の取り組みから見ても、水平リサイクルに貢献するかどうかというのは、結構評価することはできていて、ある種のもの、具体的にはペットボトルではB to Bのようなものというのは、もう少し考慮してあげてもいいのではないかと私自身は思っています。

どういうふうに配慮してあげるかというのはわからないのですけれども、こういうリサイクル材として利用され、かつ循環に寄与するというものは、もう少し議論をした上で適切なインセンティブを与えることは、私自身は賛成だということです。

それからさっきバイオプラスの件で言い忘れたのですが、私もバイオマス由来ポリエチレンの研究をした上で感じるのは、石油由来プラスチックに比べるとやはり原料調達のところがすごく大きい。だからそうすると、どの地域由来のサトウキビを使ったかをちゃんと言ってくれて、私はこのものをこういう形で調達していますよと言ってくれれば判断できる、いい悪いはある程度は言えるとは思っています。実際に私がブラジルで見たところは、それほど食料競合もないし、自然破壊もそんなにないというのは、現場を見た上では感じるんですけども、ではそれが世界中、サトウキビからつくりましたと言われて、「それはよかったです」と言えないというのが先ほどの発言の趣旨です。ですから石油由来プラスチックに比べて、資源部分の影響がとても大きいので、そこまでちゃんと事業者さんが配慮してやっていただくというような流れが、しっかりできてくれれば、もう少し議論が進むとは思います。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、平尾委員からお話をあった環境配慮設計、その前の議論で、皆さんのお話の中で環境配慮設計というのは曖昧だというのは、大体皆さん共有されているのではないか。バイオプラスチックというのは、

イコール環境配慮設計とも考えにくいというんですか。そうとは限らない。少なくともインセンティブをつけるほど確かなものでもなさそうだというのが、皆さんのがんばりの共通認識かなというふうに思います。

それに加えて平尾委員から新しい話としてはリサイクル材、再生材を使うということ自体は、この法律の枠の中で論理がとじていますし、十分考えられるのではないか。

ですから、環境配慮素材というふうに大きく看板かけてしまうと、まだ情報も知識も未熟だし、個別に調べてもなかなかわからないんだけれども、逆にリサイクル材、もっというと、回収したPETを使うというふうな話に絞ってしまえば、割と合意が得られやすいのかもしれない。これは結構大事な話ではないかなと思います。

ここで全てを決めるというわけでもありませんけれども、そういうのが明らかになったというのは、私にとっては一つクリアになったなという思いがします。この点いかがでしょうか。ほかに何かご意見がなければ、次の論点に移りたいと思います。

それでは、ありがとうございます。ただ乗り事業者対策についてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

片山委員どうぞ。

○片山委員 毎回同じような話を聞いて既にこちらにもまとめていただいているので、特にということではないのですけれども、やはりどこ支払いするのかというところが、一番ポイントだと思います。使う側、いわゆる小売店側となってくると、どうしてもそういうケースも出てきますので、今までも申し上げたとおり、仕入れる段階で既にそれが終了しているというのが、負担者側がただ乗りできない状態になるための方法だと思います。できれば上流のところで、製造する段階で既に含まれていて、仕入れた段階で義務が果たされているという形になれば、ただ乗り事業者というのは発生しないんだろうと思います。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。

上流課税という話ですから、次に来るのはきっと価格転嫁ができるのかとか、どっちが結果的に負担するかという、そういう極めてプラクティカルな話に多分なっていくので、それはそれでもう一つの論点と関連が出てくるかなというふうに思います。

それについて、いかがでしょうか。ただ乗り対策なんですかけれども、ご意見ございませんでしょうか。

大平委員どうぞ。

○大平委員 ただ乗り事業者対策で、ヨーロッパのグリーン・ドットのマークをつけるのがいいのではないかという議論を時々聞きますが、これには効果がないということを申し上げたいんです。

ヨーロッパでいろいろやってみて、結局あきらめたんです。法的に義務づけられている国はないし、それから、ついていてもそれは指定法人のようなところとの再商品化委託契約に基づいて、つけてよろしいということでついているわけです。グリーン・ドットマークをつけても、その管理がものすごく難しいんです。要するにごまかしてついているのか、ちゃんと金を払ってついているのか、それを誰が管理するのかという問題です。

それからもう一つは、マークをつけるという行為は、簡単ではありません。日本のプラとか紙の識別マークの表示がいかに実務的に困難かということを見ていただけるとわかります。つけるべきだけどついていない、つけないほうがいいのについているというような類いのものが、たくさんあ

るわけです。全部の容器包装、全部の部分表示するのは不合理です。ペットボトルの例でいいますと、キャップとP E Tとラベルはそれぞれが容器ですが、その全部につけるのが実務的に非常に不合理だからルールはどうなっているかというと、同時に廃棄するものは1カ所につけて、どの部分が何であるということを表示すればよろしいということになっています。

それから無地のものにわざわざ印刷するのは不合理です。それから小さいもの、でこぼこでつけられないものもあります。マークをほとんどにつけるということが、実務的に難しいというのが現実なわけです。

結果として、グリーン・ドットがフリーライダー対策としても機能しなくなつて、ヨーロッパでは非常に減ってきて、現実にどのぐらいついているかということを、その道の専門家に聞いたところ、5割ぐらいでしょうという回答でした。

申し上げたいのは、フリーライダー対策として、何かマークをつけさせるのがいいんだという手法は非常に難しいので、即断しないで、十分に検討してからにしていただきたいということです。

○石川座長 ありがとうございました。

この点ほかにいかがでしょうか。特になければ、次の委託料金の論点に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは委託料金の徴収支払い方法、これは特にフランチャイズチェーンの場合の問題が事例として挙がっていたかと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

では榎本委員どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。私ども外食もフランチャイズ方式をとっているところが多いのですけれども、その場合には本部が一括して事務処理をするケースが多くございます。

それで、こちらのまとめのところにあるのですが、拠出金の精算についても、3年後に精算という形がございますので、閉店店舗、特にフランチャイズが閉店する場合、あと外食の場合ですと出店と閉店のそのサイクルがすごく短く、件数が多くございますので、そういった意味では支払いの徴収方法について効率化、課題も委員がおっしゃっています上流での支払い、そういった方法も一つの形だと思いますので、ぜひこの支払い方法についての改善は、検討する時期に来ていると思いますので。

以上でございます。

○石川座長 ありがとうございます。

現場でフランチャイズチェーンだと問題が起こる、あるということをご指摘いただきました。この点に関して、ほかにご意見いかがでしょうか。

では片山委員。

○片山委員 私のほうからお願ひしていることでございますので、ちょっと補足しますと、先ほどただ乗りの件もありましたが、例えばコンビニであれば、5万店を幾つかの本部が代行しているということをいうと、少なくともそこでただ乗りが発生しにくくなるということもございます。事務コストを考えた場合も、非常に合理的なやり方ではないかと思いますので、そういった中で、市町村への拠出金における長期にわたる精算というのが、特にフランチャイズ方式ではかなり負担になってくるということでございます。何でこんなに期間がかかるのかな、という疑問があるのですけれども、なるべく短期間に、少なくとも通常の再商品化委託料と同じような期間でやっていただければ、まだ事務コストはかかるのですが、現在は2本走らなければいけないのです、精算の仕組みが。それが非常に負担になっているということでございます。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。

これも実際、具体的な意見を交わせるような少人数の場だから議論できることかなと思うんですが、本当に該当されている方はご苦労だろうなというのが、教えてもらって初めて気がつくという話なんですかけれども、ポイントは、要するに精算までの期間が長いということなんでしょうね、きっと。外食とかだと、できたり、閉店したりがあちこちにあるので、チェーン全体としてはずっと永続しているけれども、個別に見たら毎年開店もあるし、閉店もあるので、ダイナミックな変化にシステムがついていくにくいということですね。この点に関してご意見、いかがでしょうか。

どうぞ、大平委員。

○大平委員 実務的に成り立つかどうかわからないので、叱られるかもわかりませんが、素人考えで一つのアイデアとしては、加盟店と本部との間で、例えば定額制みたいなものを取り入れることは不可能ですか。

どうしてこんなことを言うかというと、ヨーロッパの小規模事業者の委託料、義務の支払い方、義務の負担の仕方は、定額でいっている国が幾つもあるんです。細かいことを言わない。例えば売り上げ幾ら以下の企業は定額で年間幾らというような義務の履行の仕方をしている。これをこのチェーンの内部で、本部と加盟店との間で何とかできませんか。

○石川座長 ありがとうございました。

私なんかから見ても、そう見えるところもあります。法律的に言うと、それは義務者が誰かという話になると、フランチャイズチェーンだと個別だから、個別に何百何十何円というところまで、法律的にはそうなんでしょうねけれども、現実を考えると本部が一括でどんと払って、現実の精算したときのプラスマイナスのリスクというか、ボラティリティ一分は本部がのんでしまえば、事務処理コストからいけば、きっとそのほうが安いんだろうなという気はします。

ただ、私、専門ではないのでわかりませんけれども、法律側で何か問題があるかどうかです。フランチャイズ側で、本部が何かそういう形で、フランチャイズ契約の中にそれを入れてしまうというのは、それはできることですが、そのこと自体は法律として許されるかという話が、もし引っかかるのがあれば、この場での議論かなと思うんですが。

○片山委員 このケースで、今は本部が一括で代行しているのですけれども、仮に個別に各加盟店が容リ協会と契約した場合には、解約した後もきちんと精算金が戻るという現実があるものですから、本部が代行したらそれはなくなるというのもいかがなものか、ということです。そうであれば、本当に大変ですが、5万契約したほうがいいのではないか、というところまでいってしまいます。、もともとの契約が、営業が終わった時点で終わりですよ、という考え方であればいいと思うんですけれども、個別に契約した場合には、終了後も最終精算まできちんとします、というふうになったときに、本部が間に入ったらそれをやめていいのか、ということになると思います。

以上です。

○石川座長 多分、やはりそのあり方ですよね、きっと。その辺で多分法律とのインターフェースが出てきて、法律的に、何でもありというわけではありませんから、その辺、どう考えればいいんでしょうね、織先生。

○織委員 フランチャイズのほうは、全然専門ではないので、わからないのですけど、基本的に法律は枠組みをつくっていますので、あと、そこの運用のところは、法律の枠の中で許される解釈であれば、当然あり得るということはあると思うんです。実際、不都合が出てきて、ただ法改正にま

で至るような、例えばある程度柔軟な解釈ができるような一文を入れれば、一番話は楽なんですかけれども、そうでなければ、ある程度合理的な解釈はできる範囲で動いていくとしかないんじゃないかなと思います。

○石川座長 これ、事務局の側から何かお答えできることはありますか。

○長野室長 そもそも何で合理化拠出金は、精算まで3年かかるのかというのを、容り協会の方にお伺いしたところ、合理化拠出金についてまず仮払いというのを先に出します。その後、皆さんのが商品化委託料の支払いを待って、それから差額を含めて精算をすると。現在、この再商品化委託料金を、分割払いというのもお認めいただいているんです。それで、その支払いが全部終わらない限り、精算ができないということになっていて、本来、前年度の分の精算を当年度にやれればいいと、再商品化委託料は精算を翌年度やっていますけれども、拠出金の精算が、この再商品化委託料の支払いがちょっと遅いがために、間に合わないということで、翌々年度に精算が来てしまうということだと伺いました。合っていますか、小山さん。

○小山オブザーバー はい。

○石川座長 大平委員どうぞ。

○大平委員 小山さんに質問なんですが、一括代理人契約というのは、新聞販売店もそうですか。であれば、新聞販売店は何かうまいやり方をしているのでしょうか。同じ問題を抱えているのでしょうか。

○小山オブザーバー すみません。その情報はないんですけども、今、一括代理店契約をされているのはコンビニエンス様、こちらは約4万5,000店舗、14社の方がされております。新聞のほうは8,865店で、これは35社、それとあと飲食・外食のフランチャイズ、こちらが1,940の事業者で13社、全部で62社の方が、事業数にして約5万5,000件、こういう状況であります。新聞のほうは情報がありませんので、お話をできない。一点、今、出なかつたことをお話ししてもよろしいですか。

先ほど片山委員のほうからお話がありましたように、5万5,000社ということで、特定事業者の方が一括代理人申請いただいていることによって、事務経費の削減に大きく貢献しているというふうに考えております。

それで私どものほうで、先ほど個別契約の話が出ましたけれども、これについてちょっと検討したことがございまして、例えば協会が、精算金をお預かりして返却するという場合なんですけれども、協会は公益財団法人であるということで、収支相償の会計処理というのが義務づけられておりまして、1年間たつたら全てゼロにしなきゃいけないというのがございまして、別枠管理というのができないことになっております。

ですから、1年間終わった時点で全てゼロになるので、その次の年に、例えば返してくださいということになってしまっても、精算してしまってできないという、そういうところがございまして、まだ細かい検討はしていないんですけども、一応そういう、1年で精算していくというので、お預かりができないという事情があるということでございます。

○石川座長 どうもありがとうございました。大変詳細に至る議論になっているんですけども、現実の当事者にとっては大問題ですから、ご議論いただければいいと思います。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、とりあえず議論の方向性も定まっていなかつたことについてご議論いただきまして、かなり明らかになってきたかなというふうに思いますので、このあたりで一旦、休憩をとらせていただきたいと思います。

どうでしょう、5分ぐらいですか。35分ぐらいですから40分ぐらいまで休憩ということで、40分過ぎには席にお戻りください。

(休憩)

○石川座長 では再開の時間を過ぎていますので、再開したいと思います。

ブレークの時間に関係者で話が深まったようですから、何かさらに深めていただいて、解決策が見えるといいかなというふうに思います。

それでは後半に入りたいと思います。

後半は、資料2のこれまでの議論の整理ということで、方向性が見えていない部分については前半の時間を使って議論させていただきましたので、その前半の方向性まで事務局で一応とりまとめた文章について、ご意見をいただきたいと思います。どこでも結構かと思いますので、ご意見のある方は、お知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

大平委員どうぞ。

○大平委員 3ページの上から3分の1ぐらいのところで費用を負担する者としての消費者の意識と行動が云々というところですが、消費者の意識と行動の変革、これが必要なことは言うまでもない。それが非常に大事なことだと思うんですが、費用を負担しているからという位置づけではないと思うんです。

消費者も環境を守る生活者としての意識と行動が必要だと思うんです。ここで費用を負担しているからというふうに位置づけると、価格転嫁してもそれは大した金額にならないから、消費者の購買行動に影響を与えないという理屈と合わなくなると思うんです。だから、コミュニケーションとか消費者啓発の一番重要なのは、金を払っているんだから意識を高めるべしというのじゃなくて、環境をみんなで守っていこうということだと思うんですが、いかがでしょうか。

○石川座長 こここのところは、位置づけみたいなところですから大事なところですね。いかがでしょうか。消費者コミュニケーションは大事だというところも、前半で随分議論があったので、もう少し深めたらどうかなと思いますがいかがでしょうか。

○長野室長 事務局としての書いた趣旨は、市町村とか事業者の負担とかというので、その上段に2,500億円だとか400億円だとか、数が多いとかそういうことではないのですが、皆さん負担が大きいと言っていますけれども、これは結局、見ると、最終的に誰がどう負担しているか。市町村の分別収集費用につきましても、住民税ですとか、国から地方交付税が収集費だけでも1,000億以上いっているわけでございまして、その意味では市町村が、住民が選別収集費用というものを負担している負担者ですよと。また容器包装に係る費用というのは、大変わざかではありますけれども、全くその効果がないというわけではなくて、非常に限定的ではあるけれども、消費者が例えばこの容器の中にこれぐらいお金がかかっているんだと思って買うということも、コミュニケーションによっては必要になる。

そのことも踏まえて、この後半のコミュニケーション、相互理解という部分につなげているということで、これ、全て、一次的な負担者と二次的な負担者というんですか、それを最後、二次的な負担者として見ると、全部消費者に帰しますよという趣旨で、消費者一人一人がこの意識と行動というのを変えない限りは、この負担問題みたいなところの本質は、解決していかないのではないかという思いを書いてみたということでございます。

もちろん、皆さん環境に対して責任があるというのは、全ての人だということではございます。

○石川座長 では大石委員、お願いします。

○大石委員 ありがとうございます。

私も意味としてはそうだろうと思って読んだので、余り違和感がなかったんですけども、もし変えるとしたら、ここは費用のことなので、費用を負担する一員としてというか結局、事業者も、それから市町村も消費者も、みんながそれぞれ負担をして、こういう循環型の社会を進めていこうということの中の、費用を誰が持つかという話なので、「者が」としているのがとても限定的であるのであれば、その三者のうちの一人としてというような感じのものであればどうかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。ほかにご意見いかがでしょうか。

ここは、経済学的に見ると一番シンプルに考えれば、価格弾力性で決まる割合で消費者側と供給側でそれぞれ分担するので、一員がというのは当たっているなというふうに思いました。

ほかの場所でも結構ですが、何かご意見ございますでしょうか。

榎本委員どうぞ。

○榎本委員 6ページ目からのこの中にあります熱回収の部分なんですけれども、前回ちらと申し上げたんですが、なかなか外食ですと、ティクアウトのプラスチック容器包装なんかですと、マテリアルとかケミカルのリサイクルにちょっと適さないものが少なくありません。

また、こちら、まとめにありますように、約25%が熱回収をされているという実態もございますので、今、現制度では緊急避難的な位置づけになっていますけれども、一般的なリサイクルの手法の一つとして検討が望ましい時期に来ているのではないかと思いますので、その辺、ここ熱回収の取り扱いをどうすべきかというところで、何かつけ加えていただければどうかなと思います。

以上でございます。

○石川座長 熱回収の取り扱いを、ほかのリサイクル手段と並べて記述することを考えてはどうかというご提案がありました。この点について、大事なことだと思いますが、皆さんのご意見をお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

本田委員。

○本田委員 7ページのところにありますように、ここでは材料リサイクルのことのみしか書いていないんですが、約50%が残渣で、それが全て熱回収に回っているというところですが、これ、あくまでも再商品化定義、1回目の会議でも申し上げたんですけれども、再商品化定義に基づいた解釈であって、ケミカルリサイクルのほうも造粒物をつくれば、その先はすべて100%ケミカルで熱回収していないという前提に立っての話だと思います。後工程も実態が一旦ガスにしたものを全部、発電利用していた場合は、これも熱回収というふうに位置づけられるとすると、実態は、熱回収率というのは高い状況にあるというふうに考えております。

これをさらに熱回収率をもっともつと上げていくべきだという議論をされるのであれば、そういう議論もあると思うんですが、そもそも容器包装リサイクルというのが、循環法に基づいて物質循環をもっとふやしていこうという法律の理念からすると、熱回収率をいかにもう少し減らしていくかという議論もあってもいいのではないかというふうに、考えております。

以上です。

○石川座長 非常に、多分これは、本当は根本的な議論になっているかと思いますので。

織委員どうぞ。

○織委員 多様なリサイクル手法があって、その中で合理的な選択ができるというのが一番あるべき方向だと思うんです。

それで、この問題、容リ法の改正については産構審、中環審、合同審議会でも議論されてきて、今までもいっぱい議論した。その中で農水があえて議論している意味合いみたいなものというのが、そのリサイクル手法の中で何か出てくるんですか。つまり、食品容器だとどうのこうのって話つてあるのかな。そういうのがないと、何で産構審でも中環審でも議論しているのに、ここで同じような議論をしているのかという話になってくる。

だからもし、私、その辺は技術的にもよくわからないんですけども、食品の容器に関しては、特にこういう特性があるって、だからリサイクル手法はこういうのが、さらに経済的とか何とかというようなことがもし何か打ち出せて、手法を並べるときなんかがあるんだったら、それはそういうことは当然付記すべきなのではないかなというふうに思いました。

○石川座長 大平委員どうぞ。

○大平委員 このとりまとめのどこかにありますよね。食品容器包装の場合には、付着物が多いという特殊事情があるので。

○長野室長 8ページの上です。

○大平委員 8ページですか。どこか読んだような気がしたんですが。

○梶井委員 7ページの最後です。

○大平委員 7ページの最後ですか。そうですね。8ページの1行目、特に食品の容器包装の一部は付着物が多く云々というところですよね。それで材料リサイクルに不向きであると。だから材料リサイクルというのを、その視点から見直す必要があるだろうということだと思うんですが。

○織委員 よろしいですか。

そういうことがあるんだったら、さらにそういうのを踏まえて、リサイクル手法の中の比較という形で書いていただけだと、すごく整理ができるんじゃないかなと思います。

○石川座長 今、もともと榎本委員からのご提案、問題提起というのは、熱回収をリサイクルの中に入れるというふうな緊急避難的、今は緊急避難的というものですから、少なくとも同列には論じていないというのを、同列にすることを検討してはどうかというご提案だったかと思います。

今、ここに書いてあるのは、具体的にいうとマテリアルとケミカルとのところ、関連性で多分書いているんだと思うんですけども、熱回収をマテリアル、ケミカルと同列にする、同じところまで上げるというご提案はまた全く新規なので、この点に関してご意見をいただきたいと思います。

○亀井委員どうぞ。

○亀井委員 先ほど本田委員からもありましたように、循環型社会形成基本法に基づく資源利用の基本原則としましては、1番目が再使用であって、2番目が再生利用、3番目が熱回収で、4番目が処分というふうに理解しておりますので、今回は、基本的にこの原則の中でやるべきだというふうに考えております。再生利用ということで認められている手法が、材料リサイクルとケミカルリサイクル、それと緊急避難的に認められている熱回収だと思います。現状の処理能力では、収集量の年間約67万トンに対して、材料リサイクル、ケミカルリサイクルの中で十分、量としてはまだ余力が出ている状態なので、まずはこのコストを下げるなどを一生懸命やるというのが、一番最初にやるべきことだと考えています。

そういう面では、我々から常々言っておりますけれども、材料リサイクル優先率50%の撤廃をまずやって、自由な競争にして、社会的コスト、環境負荷削減をやるべきであるということだと考えております。

○石川座長 ご意見ありがとうございました。

ちょっと論点が広がってきた感じですけれども、特に最初の榎本委員の問題提起って大事だと思うので、これに関してまずご意見を一通りいただきながら、亀井委員のご提案というのは、問題提起というのは、またもう一つ別のものだと思いますので、これに関するご意見を後ほどいただきたいと思います。熱回収についていかがでしょうか。

片山委員どうぞ。

○片山委員 家庭から出る食品系の容器包装プラスチックについては、現在、洗浄してもきれいにならないものは焼却しましょうというのが、23区の中でもあると思います。私もたまに洗うことがあって、どこまで洗う必要があるのかと思っていまして、徹底的にやればきれいになると思いますけれども、そこまでやったときに、果たしてそれが環境によいのか、というところです。よくお弁当とかでついているソースの入れ物であるとか、非常に難しいです、きれいに洗うのって。やはり向き不向きがあると思います、食品に使っているものについては。ですから、ある程度、東京都のガイドラインではないですけれども、簡単に洗ってきれいにならないものは熱回収するとか、そういうものがあったほうがよいのではないかと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

今の片山委員のお話も、suchなという、新しいところというと、視点がちょっと違っていて、消費者が捨てるところからいくと、いかにもマテリアルなりケミカルなりにすっとできそうなものと、本当にこれ、洗っていていいのかと思わざるを得ないものも確かにたくさんある。

一方で、榎本委員のもとの提案というのは、食品というのは一般的にいうと、洗いづらいものもたくさんまじっているから、一般的なリサイクルの手段として熱回収をもっと上げたほうがいいのではないかというご提案だったので、これはちょっとずれている話ですよね、多分。

出てくるものを消費者コミュニケーションで分けて、こっちは燃やしてもしようがないんじやないですか、という議論をするという話と、一般的に熱回収を上に上げるという話とは、ちょっと違うお話かなというふうに思いました。

いかがでしょうか。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

本田委員どうぞ。

○本田委員 榎本委員のご指摘についてなんですけれども、恐らく発言の内容の趣旨から考えると、外食チェーンにおける食品容器が、要は熱回収に向いているということを発言されているのではないかと思いましたので、ここではあくまでも家庭から出てくる容器包装の議論なので、そこはちょっと認識が違う部分があるかなと思います。

それと、あと、熱回収の取り扱いは、川崎市さんから別ペーパーで出ているように、自治体がどうすればいいかを決めればいい話でありまして、自治体が容器包装の分別収集をしているということは、即ち再資源化してほしいので、されるわけですので、そこでせっかく分別収集しているにもかかわらず、RPFとか熱回収されるのであれば、自治体のほうで従来どおり廃棄物発電したほうがいいという議論になりかねないので、亀井委員のご指摘もあったように、今、再商品化処理能力って非常にオーバーキャパシティーになっていますので、まだ緊急避難的にもRPFが使われるような状況にはないので、あくまでも再生利用を推進していくということでいいかと考えております。

○石川座長 ありがとうございます。

大平委員どうぞ。

○大平委員 7ページのところで、欧州では、というのが例として、エネルギー利用を認められているという控え目な表現になっていますが、実は認められているどころか、実態がどうなっている

かという私の理解を申し上げますと、材料リサイクルに向いていないものは、そもそも分別収集しない。これは市町村の焼却炉に持つていってごみ発電する。材料リサイクルに向いているものだけを分別収集の対象にして、これは全部材料リサイクルにする。

ただ、ケミカルはいろいろな事情があつて、ほとんどヨーロッパにはないようですが、それはケミカルも位置づけがそれなりに考えられると思うんですが、そんなふうになっておつて、要するに材料リサイクルに向いていないものをわざわざ分別収集するという手間はかけていないと、こういうことを申し上げたいと思います。

結果として、全体で見ると、容器包装の3割から5割ぐらいがごみ焼却炉に行って、ごみ発電されている。こんなことだと思うんです。

日本の場合、熱回収を容器包装の場合と、容器包装でないプラスチックの場合を分けて考えるべきだと思います。容器包装でないプラスチックは自由、どうぞ市町村の決定でやってくださいとなっている。いろいろな市町村の審議会の答申は熱回収が合理的だからそっちにしましょうとし、東京都は積極的に進めている。

容器包装については、材料リサイクル優先にしましょうというので、熱回収は緊急避難的、補完的にしか認めません。しかし、実態を見てみると、ここに書いてあるように、25%ぐらいは結果として熱回収にされているのではないですか。

それから本田さんがおっしゃったケミカルリサイクルでも、できたものは結果として、実質的に熱回収に回っている。ここを、私、申し上げたいのは、この熱回収を目陰の状態で置いておかないと、きちんと表にして、法で認めて、認めるときの条件はこれというふうにする。ちゃんと管理する、これがいいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

熱回収、私自身は、非常に議論が混乱しやすい話題だというふうに理解しています。今、大平委員からヨーロッパの事情について詳しい説明がありましたけれども、これもいろいろ考えないといけないことがあって、まず第一に、熱回収といったときにごみ焼却炉のことを想定しているのか、それともセメントキルンとか産業的に利用する、RPFと言ってもいいんですけども、そういうものを想定しているのかで、技術的な面からいうと、エネルギー利用効率は全く違うと言っていい。

ですから、ごみ焼却というのは熱は回収しているとか、発電しているとは言うんだけれども、限度があるんです。捨てていないという程度であるというのが、今の日本の平均的な、発電効率10%ぐらいです。入れた熱量の10%が電力になるだけですから、非常に低いと言わざるを得ない。それを同列に論じるのですか、というのは、私は正直、疑問がある。

それから一方で、ではセメントキルンだとか紙パルプでもいいんですけども、熱を大量に必要とする産業があって、そのボイラーの中にRPFなりなんなりで、適切にちゃんと入れれば、それは相当効率がいいです。7割とかそのぐらいのエネルギーは使えるはずですから、はっきり効率はいい。全く違うものだというのが、私の理解なんです。これがまず第一。

それからヨーロッパでごみ発電しているとか、焼却のほうに回しているというのは、それも事実です。ただ、国によって事情は実は違っていて、フランスなんかの場合だったら、そういうところに対してもEPRでお金を払っているというのがますますある。制度が違う。それから、需要側からいぐと、北欧だとかヨーロッパは日本より大体寒いですから、北ヨーロッパのほうは、そもそもごみ発電の熱を昔から熱供給として利用している。発電ではないんです。発電もするけれども、熱供給として利用するから、総合効率はかなり高いんです、ヨーロッパでごみ発電するというのは。

でも日本ではそれ、同じことは絶対できません。インフラから全部変えて、しかも北海道でないと恐らく合理性は、僕はないんだろうというふうに思います。こういう細かいことをかなり議論しないと、熱回収という一言で議論してしまうと、恐らく大混乱ではないかなというふうに思うんです。

このことは私、すごく大事だと思うので、できれば議論をなるべくしたいとは思います。ただ、きょうの時間を全部使っても恐らく大変だと。これはこれで一つもし必要であれば、時間をとつて資料を用意していただいて、論点を整理して議論しないと難しいのではないかなというのが私の感触です。

そういう意味で、きょう、まとまりのところまで難しいと思うのですが、ぜひ自分のご意見等言っておきたいということはあるかと思いますので、ご意見をいただければ。いかがでしょうか。

では、平尾委員。

○平尾委員 今の座長のご意見と同じことを言いたいわけですけれども、合同会合でも申し上げましたけれども、そもそも緊急避難のときの熱回収というのは、かなり厳しい条件がついているということを、皆さんご存じないというのが想像されます。

緊急避難なので、いわゆる焼却炉にただ放り込んでしまっていいですよというふうになっていると勘違いされているかもしれません、緊急避難であっても、熱回収する場合は、こういう条件を満たさなければいけないというところは、今、座長がお話しになられた効率がすごく高いところしか認めていないので、焼却とは随分違いがあり、熱回収の中で最上位ぐらいのところだけを認める形になっていて、今はそれすら通常は認められていないという認識を持っています。

申し上げたいのは、それもあるのですが、効率の問題はマテリアルもケミカルも同じことで、今、マテリアルだけは高度なリサイクルという表現が使われているのですが、ケミカルでもサーマルでも、今、熱回収で申し上げたとおり、やはりよしあしというのですか、これは私たちが望んでいたプラスチックを分別したときの使い方だよねというがあります。

資源循環という意味で確かにプラスチックがプラスチックになるというのは、わかりやすいのはわかるのですけれども、やはりLCAの結果などを見る限りでも、本当にしっかりとリサイクル、プラス、今議論になっている廃棄物をしっかりと燃料としてリサイクルしたときに、いい結果が出ている。ケミカルも、何に使っているかわからない場合もありますけれども、今まで日本でやられているケミカルというのは、それなりに環境負荷の削減効果が大きく認められているので、今、座長がおっしゃったことは恐らくこうしたことだと思うんですけども、単にマテリアル、ケミカル、サーマルという分離ではなくて、望ましいその中の本当に上のほうをしっかりと伸ばすやり方という議論をするべきではないか。マテリアル優先だからマテリアルではなく、マテリアルの中でこれはやってもらいたい。何だか1キロ何円だかわからないような形だけれども、再資源化しましたと言っているのが、資源循環の私たちの目的ではないのだと思います、経済的にも。

ケミカルも非常に効率低く、自分を分解するために自分の熱を使っているみたいなプロセスをやってほしいと言っているわけではないのだと。そういうところをしっかりと見据えた上で、やはりこういうものが欲しいのだということを議論していくと、恐らく今のマテリアル優先枠50%とかというのは、根拠が何もなくて、やはりこういうものは高度というものをもう一回考え直して、こういうものはやはり推進しましょう、しっかりといろいろな分別技術とか洗浄技術とかって頑張っていらっしゃるところはやはり応援しましょうとなります。一方で、ケミカルというのは、自治体によって違うから困るけれども、こういうケミカルに回しているんだなと思えば、そんなに洗浄しないでも、とにかくプラスチックをちゃんと分別して入れてあげればそれは有効になるのだと思います。

ですから、もう少し今までの議論、もう既に何度も出ていますけれども、出口のところでしっかりと効率よく出きたのか、私たちの望ましい形の循環になったのかというところを議論して、これは応援しよう、これはもうそろそろ、織先生じゃないですけれども、退場のルートをつくって差し上げるというようなことが必要なのだと思います。

その上で食品容器包装というのは、以前たしかこの場でもお聞きしたことがあって、廃棄時の汚染が激しいというのが皆さん認識だし、事実がそうなんだと思うんです。

そういうときに、ではそれを自治体の焼却炉で、横でプールができましたとか、10%発電ができましたというので喜ぶのか、やはりしっかりとそれはそれで分別すれば現在のケミカルでしっかりと効率高いリサイクルができるというようなところを、認識を深めて、分類の順番を考え直す議論があってもいいなと思っています。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。

またわかりやすく整理していただいたかなというふうに思うんですが、ほかにご意見いかがでしょうか。

二村委員どうぞ。

○二村委員 やや違う視点になってしまふかもしれないんですが、非常に気になっていることとして、リサイクルに取り組む自治体数がもっとふえるということが非常に重要だと思っています。合同審議会の議論を聞いていても、自治体の中で取り組めないところにどういう要因があるのかという分析がなかなか出てこないので、やはりそとの関係で、こういうリサイクル手法の見直しをする必要ではないかと思います。取り組む自治体がふえることにつながるのも一つの重要な視点かなと思っています。

、今、平尾先生がおっしゃったように、ではどんな方法でもいいのかというと、それではどんどん低きに流れてしまう懸念もあると思いますので、そこは何らかの基準は必要だと思います。ただ、自治体というのは、隣どうしの区でやっているところとやっていないところがあるとか、引っ越した先ではやってたり、やっていなかつたりということはよくあります。やっていないところから引っ越されてきた方がなかなかきちんと分別していただけなかつたりということもあります。全体のカバー率というんでしょうか、そういったものが上がるることは重要だと思っていまして、そのこととの関係でこのリサイクル手法の位置づけの見直しというのが、どう機能するのかというところの議論もあってもいいのではないかなと思っております。

○石川座長 ありがとうございました。

リサイクル手法とか熱回収のところから話が始まって、少し違うところまで行ったわけですけれども、かなり熱心にご議論いただいたので、自治体の数がもっと増えるって、これはリサイクル法の趣旨からいって好ましいはずなので、もしハードルがあるなら一体それは何で、何とかならないのかとか、それからまた前半にもいろいろ議論はありましたけれども、自治体によってシステムが違うというのが、平尾先生からご指摘あったわけです。

これはもう昔からずっとある話題なのです。これは、一つは引っ越したときにストレスというものもあると思いますし、一方で隣の自治体と違うということの理屈がわからないんです。どっちが正しいんだと聞きたくなるじゃないですか、やっぱり。どっちかが正しくて、片方が間違っているはずだというふうな、何となく認識というか思い込みがあって、そうするとひょっとすると、自分のやっていることは好ましくないかもしれないとか、その自治体のやり方がベストとは自信が持てな

い。そうすると多少なりとも面倒くさいことですから、やりたくないという方向の理由にも多分なるんでしょうし、それは、自治体は自治体によってそれぞれ歴史性とか条件とかいろいろ違うから違うんですという話は伺っていて、頭の中では理性的には理解ができるんですが、恐らく住んでいる方がそこまで考えるかなというのが、少なくとも多分伝わっていないんですよね。我が自治体はこういう事情があるから、こういうふうに分別するんですってそんなに説明できないですね、そもそも、多分、細かいところは。

だからその点というのは、一つ議論すべき点としてあるのかもしれないなというふうに思います。

いかがでしょうか。私、勝手にいろいろなことを言いましたが。

自治体によって、やり方が違うのは一定の合理性があって、法律的には何の問題もないんですけども、消費者のところにストレスが生まれるとか、自治体のやり方だけではなくて、全体として取り組む自治体がもうかなりふえていますから、当然かもしれません、頭打ちになっているというのをもっとふやすにはどうすればいいかという論点ですが。

原田委員お願いします。

○原田委員 きょうもまた一人になってしまったんですけれども。

環境という点におきましては、埋め立て処分場の問題が一つあったかと思います。埋め立て処分場のその使用年限というのが大きな要素としてあって、それをいかに延ばしていくかというような環境の中で、多摩地域と23区の違いというのはかなり出てきたかなというふうには、私は認識しております。

それとあと、座長もおっしゃっていたように、歴史という面でいきますと、東村山市の場合はかなり意識の高い方がいらっしゃったというところがあったのと、もう一つは施設の環境というのもあるかと思います。東村山市の焼却炉というのはかなり古い施設で、プラを燃やすような環境はないというようなところもございまして、今後、更新という話になってくれば、もしかしたらそういう環境を整えられるということもあるかと思いますけれども、そういった点で、自治体によって差が出てくるのかなということがあります。

それから、長年にわたって東村山市民の方々、すごく意識高くやっていただいている、そういう中で指定収集袋による有料化というのを実施してきた経過があるんですけども、全国の同規模の自治体からすると、東村山市は全国で7位ということでごみの減量、それから資源化が進んでいる自治体というところで結果も出ておりますので、そういった意味でいきますと、市民の皆さんにはそういうPRをさせていただく中で、なぜ隣と違うかというところは一定ご理解いただいているかなと。

以上、終わります。

○石川座長 ありがとうございます。

全国7位ならご理解いただけると思います。

ほかにいかがでしょうか。関連する論点、本田委員お願いします。

○本田委員 自治体の収集量をふやすという視点ということで、とりまとめのほうにも6ページの黄色で書いてある2番の上のはうに、市町村の選別作業というところからのくだりだと思うんですが、やはり市町村のはうで、年間100トンぐらいしか出でていないところは大体8割ぐらいを占めているという中環審の報告がありましたけれども、その100トンのために、選別要員を手配して、圧縮梱包機を入れてというと、非常に小さな市町村が容器包装の分別収集をしても、非常にコストが

割高になって、やらないというケースが多いと思うんですが、これを一体化して、それを選別しなくてもいいレベルの市町村もやはりいらっしゃるので、これ、一斉に全国みんな選別なしとやってしまうと、大混乱が起きるのは理解しているので、これも先ほどの製品プラと同じ理論で、選別をしなくとも品質的に問題がない自治体というのが確認できれば、個別認定で選別なしというのを認めてあげることによって、参加する自治体ももっとふえるのではないかというふうに考えていますので、そのあたりもご議論いただければと思います。

○石川座長 今のは具体的なご提案かと思うので、できる、できない、もしくは何かありますか。

○長野室長 こここの6ページのところでは、一体化をした際に、実際市町村の分別収集コストが大幅に削減されるということが、多分本田委員はわかっていらっしゃるということだと思いますけれども、そういうようなことと、その分別基準適合物というものが法定されていましたり、この容り協のガイドライン等で決まっている中で、選別作業を一体化するという、さっき本田委員から提案がありました、選別しなくとも問題のない自治体はまずやってみようみたいなことにつきまして、先ほど平尾先生からも、そもそもこの自治体における扱いや制度がばらばらになっていくということはどうなのかという議論もございましたし、実際にそういう自治体がどの程度あって、それが伸びた場合に多分収集量がふえるということになったときに、誰がどのような形でそれを負担するのかということを検討しないと、なかなか「いいですね」というふうにはならないのかなと思うので、そのあたりで皆さんを感じるところがあれば、ぜひとと思います。

○石川座長 大平委員どうぞ。

○大平委員 3主体の役割を分担して、みんなで努力しましょうというのが、この法律、容リ法の基本的枠組みだと思うんです。

その役割を分担するときには、当然ながら役割の間での境界線が必要なので、その境界線が分別基準適合性であるわけで、それを動かそうという話ですから、どういうふうに動かすのか。基本的な枠組みが、それによって崩れたり壊れたりすることはないのか。そこの見極めが大事だと思うんです。

先ほど選別しなくてもいいような市町村があると。それは選別しなくても分別基準適合物が得られるのであれば、やる必要はないので、もともと選別というのは分別収集しても、品質が悪いから異物を除くとか、一定の処理が必要なので選別が必要。選別が必要かどうかというのは、分別収集の程度によるわけで、分別、排出と収集の程度によるわけですから、ここで選別を避けたければ選別が必要ないような集め方をすればいいので。それを分別基準適合物にならないけれども選別しないで、品質が悪いまま特定事業者に引き取ってくれというようなことを言い出すと、これは役割の変更を来すことになると思うんです。

役割を変えたほうがいいというのであれば、それは別の議論です。

○石川座長 大平委員からの別な観点からご意見が出たんですが、本田委員のほうでもうちょっとクリアにしていただきたいかなと思って、今、最初の問題提起では、選別しなくてもいい自治体という話であって、一体化という話とは違うのかなというふうに伺ったんですが。

○本田委員 誤解があったかと思うんですが、選別しないと分別基準適合物の90%容器包装にはならないと思っています。これが例えば85%にまでしか達成しませんよと、ただ、それを既存のリサイクラーでリサイクルできないかというとそうではなくて、リサイクルできるという場合に限りなんですけれども、その85%部分については、特定事業者の費用負担をお願いしたいと。15%部分については、市町村は本来なら役割の中で選別しなきゃいけないのを、それを免除されているわけで

すから、その15%部分については、製品プラとか容器包装以外のプラがふえることになりますので、そこについては市町村の費用負担でやられたら、既存の役割分担の役割の中で整理できるのではないかなど。トータルコストで、市町村にとってメリットがあれば市町村が手を挙げてやればいい話ですし、そんなこと、メリットはないよという市町村があれば、それはやらなくていいんではないかということで、今、議論されているのは、今、自治体が、分別収集量が、参加する自治体がなかなかふえていかないという議論になっていったと思うので、そういう緩和という策もあわせて検討する価値はあるのではないかということでございます。

○石川座長 ありがとうございます。

参加自治体をふやす一つのアイデアとして確かにあり得るなど。ただ一方で大平委員のご懸念のような根幹に触れる部分が動いてしまうとなると、それはそれで大議論が必要だということかなというふうに思いました。

私、もう一つテクニカルには、もうちょっと議論をしていくと、今の単年度入札でやっていて、それが成立するかなというのが、つまり85%でもいいというリサイクラーというのは、全員では恐らくないはずなんです。そうすると、自治体側で当初から選別をやらないことを決めができるのかなというのが、ちょっと心配ではあります。それができる方が落札していただかないといけないという話になってしまって、これは必ずしも法律ではなくて、容り協会の中の話になるかもしれません、若干の懸念としては、プラクティカルな面で少しあります。

ほかに何かご意見ござりますでしょうか。

亀井委員どうぞ。

○亀井委員 関連する意見としまして、市町村の選別作業と再商品化事業者の選別作業の一体化ですが、やはり、市町村と再商品化事業者が協働でやらないと、先ほどの本田委員の話にもありましたように、成り立たない話だと思います。

一つの考え方は、まずある一定量、例えば市町村が集めている量の5%とか10%程度、消費税率ぐらいのものを市町村が自由に再商品化事業者を選択できる権利を与える。長期的に近隣の事業者を選択する等、市町村の独自の判断を行い、コスト削減が工夫できるような仕組みをつくっていったらどうかと思います。結果的に再商品化事業者の落札単価が下がれば、合理化拠出金の財源にもなるはずだと思います。

ただ、余り制約をかまさずにやると大変なことになるので、少なくとも独自に処理する方法については、現行の容器包装リサイクルの手法で認められた材料リサイクルとケミカルリサイクルを対象とするとして、量と落札価格、それからどの再商品化事業者に委託しましたかというのは、きちんと容り協会に報告して、全体を管理して、皆さんのがわかるようにすべきではないかと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

またこれは具体的な検討に値するご提案があったかというふうに思います。いきなりご意見はと言われても、かなり具体性が高くて、考えてしまうところもあるかもしれません、いかがでしょうか。

大平委員。

○大平委員 選別の議論をするときに気をつけなければいけないのは、プラスチックのリサイクルのプロの人たちから、よく聞いているんですが、少なくともプラスチックに関しては、再商品化事業者の選別工程と市町村の選別工程は全く違う。目的が違うし、やっていることが違うし、したがってこれを一括化するとか、統合するとかいうのは、実態を必ずしも知らない人の議論ではないか

と思われます。

市町村の選別工程というのは、分別基準適合物にするべくごみとか異物とかを除外する。そうするとプラスチックというペールが出るわけですが、これはポリエチレンもポリプロもスチロールも全部混合したもの。再商品化事業者の選別というのは、本田さんがプロだから後で教えてもらえばいいと思うんですが、素材ごとに近赤外線などを使って、ポリプロとかポリエチとかいう素材ごとに分けるわけです。それが再商品化事業者の選別であって、これを一緒にできるわけがないと思います。

再商品化事業者の選別工程でも、市町村から来たものは純度が100%でないからごみがあつたらそれも除きましょうということはあり得ても、それはもう違う工程だというふうに思います。

○石川座長 ありがとうございます。

本田さん何かつけ加えることは。

○本田委員 確かに全く一緒ということを言っているつもりはないんですけども、市町村のほうで、選別しないまま入ってくると何が問題かというと、小袋、コンビニの袋でくくって何が入ってくるかわからないものが入ってくるというのが、材料リサイクルとかケミカルにとっても中に鉄があつたらどうしようというような話がありますので、そこは課題点だと思っています。

ただ、材料リサイクルの中で、異物というのは分別基準適合物であっても、必ず鉄とか入ってはいけないものというはどうしても入ってきますので、我々としては必ずその異物を取り除くような手選の人員というのは置いていますし、ケミカルさんでも鉄とかスプレー缶が入った場合は取り除くという作業はされていらっしゃると思いますので、そこの禁忌品の除去というのは、今まで1人つけていたものが2人になるかもしれないですが、若干のコストアップでいけるのではないかというふうに考えています。

それから、直接搬入するということになると、ペールで搬入するか、パッカー車でそのまま来るのかという、もう一つ議論があるかと思うんですが、これは田舎で同じ地域にあるところであれば直接パッカー車で来ても何ら問題ないんですが、かなり遠距離でありますと、やはり圧縮梱包したほうが物流コストというのが大幅に圧縮されますので、それもケース・バイ・ケースで、今まで選別圧縮梱包していた自治体さんが、選別をしないで圧縮だけやっていただくということもあるかと思いますので、これは距離によってやればいいと思います。

それから、一括回収した未選別ペールをリサイクルできる会社と、あまりやりたくない会社というのはやはりあると思いますので、この個別認定する際には、例えば新日鐵さんと組んでやりたい自治体さんがあれば、それを組んでやる。そういうことが未選別ペールを引き受けられる材料リサイクルがあれば、それを自治体とタッグを組んで申請するという形で、再商品化事業者とセットで申請できるような仕組みということが合理的ではないかというふうに考えています。

以上です。

○石川座長 ありがとうございました。

私、確信はないんですけども、今、議論されていることというのは、法改正は要らないのではないかかなという気もするんですがいいですか。

○長野室長 中身によってかもしれませんので、よく検討したいと思います。

○石川座長 具体的なお話がたくさん出ているので、個別に全部を整理するというのはできないと思いますが、この後、事務局のほうでよく議事録を検討していただいて、整理をしていただきたいと思います。

いろいろご議論いただいたんですけども、あと、特に私のほうで大きいというか、大事なことで、議論されていないこととして、PETの国内循環というのがありますと、これもかなり根幹にかかる議論になる可能性のある大事なことかなと思いますので、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

鬼沢委員どうぞ。

○鬼沢委員 先ほども店頭回収のところで申し上げましたけれども、PETの自治体のステーションで回収されるもの、あるいは店頭で回収されるPETは、やはりほかの国から見たら日本のPETのペール品は本当にはるかに品質がいいです。

それをわざわざ海外に輸出して再資源化するのではなくて、本当にそれは日本の国内でちゃんと再資源化していくことが大切ですし、技術的にもどんどん進んでいって、今、水平リサイクルもできているわけですから、ただ国内循環するための費用というのがもしかしたら問題というか、確保されていないのかなと思います。

そのあたりのこともあるので、海外に売ったほうが収入になるからというので海外に出ている部分があるので、より多く国内循環していくためにはどうするかというところも、きっと大切なのはないかなと思います。

どう考えたって国内循環するほうがいいに決まっていますけれども、じゃ、それが今、できていないのが何でななのか、それをするためにはどうしていったらいいのか。費用が発生するなら、その費用はどういうふうに分担していくのかという議論がないと、単に国内循環したほうがいいですというだけでは、なかなか実効が伴わないのではないかなと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

全くその通りだと思います。国内循環、容リ法で集めたペットボトルの国内循環というのは、まず第一に、法律としては、容リ協会に出してほしいなというのが多分間違いないあるんですけども、一方で廃棄物処理、再資源化も含めてすけれども、これ、市町村の自治事務ですから、国として、ああせいこうせいとか、これはこうしてはいけないとは言えない構造に多分なっていて、自治体が裁量権のある範囲内、そうしたときに、もっと高く買うと、容リ協会に出すよりも総合的に、経済的にメリットがあるというケースが多分、多々あるんだろうと思います。

それが鬼沢委員のおっしゃった費用が必要ということかなというふうに思うんですけども、そういうケースがあるのは間違いないくて、それをどう整理をつければいいかという話ですよね。端的に言うとそこで買い負けているわけです。海外のバイヤーに売ってしまったほうが高い値段がつく、もしくは手間もかかるなどの理由で流れてしまっている。それをさらに、規制的に輸出はいけないということは多分、できない話ですし、好ましくもないはずなので、そうすると対策としては、国内循環したくなるようなインセンティブ政策とか、そういう話になってござるを得ないのかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

大平委員。

○大平委員 その点に関して、特定事業者は、再商品化事業者が市町村の集めたペットボトルを高く買い取るための資金を出しなさいという議論を何度も聞きました。これで解決されるんだろうか。恐らく一時しのぎの解決にはなると思います。流れが中国に行かずに国内にとどまるようになると思いますが、本質的な解決はできないと思います。

本質的に解決するのは、再商品化事業者の国際競争力を上げる、それから同時に、再生材のマーケットを拡充する。そういう努力を国も関係事業者も含めてみんなでやらない限り、中国の再商品

化事業者と競争はできないと思います。

最近、知ったんですが、ヨーロッパの再商品化事業者というのは競争が厳しく、特にドイツでは10社による過当競争で、競争の中で勝ち抜いて力を蓄えてきたわけで、結果、どうなったかというと、分別収集したらその後は、経済ベースで回る。要するに集めた後の処理コスト以上の価格で売れる。売れる価格がバージン価格の65%と70%とか、結構いい値で売れるところまでリサイクラーの力が強くなってきた。

日本のリサイクラーはなぜ国際競争力が弱いんだろうか。最大の原因は容り法だと思うんです。容り法は、かかった費用全部をほぼ無条件で特定事業者の負担としています。そういう構造になっているのがこの法律の最大の欠陥だと思います。したがって、みんなでリサイクラーの国際競争力を上げるにはどうしたらいいかを考えるべきだと思います。

○石川座長 すみません。大平委員のドイツで10社っておっしゃったのは、リサイクラーのことですか、それともPROのことですか。

○大平委員 PROです。その下に、ほぼ専属的にリサイクラーがついているわけですから。

○石川座長 ちょっと構造の違う話ですね。日本だと容り協会が唯一の団体としてあって、ドイツの場合は、PRO同士は競争しているわけですが、日本の場合は容り協会の下にリサイクラーがいて、競争しているというのが私の認識なので、イコール、日本は競争がないというのは、どういう意味かなと思うんですけれども。

○大平委員 各PROの下に完全子会社のような格好でグループをつくっています。だから、利益を共有しているんです。

○石川座長 だから競争環境として、そちらのほうが当然競争的であって、安くなるんだというのが、私には了解できないので。

○石川座長 織委員どうぞ。

○織委員 この議論をずっとやり続けてきているんですけども、一番何か引っかかるのが、自治体はなぜ独自処理にいくのかというところなんです。それは基本方針に書かれているわけです。しかも基本方針は平成18年に新基本方針が出ておりまして、ここ、よく議論されていないのですが、市町村は独自処理をする場合、指定の容り協会以外に渡す場合には、容り協会に渡したのと同じぐらいの適正処理がなされていることをきちんと確認した上でないとダメですよ。だから中国に渡すんだったら中国に行った後、ちゃんとリサイクルされているということをきちんとキープできて初めていけるんですよということ。プラス、住民の人にそういうところに行っているんですよということをきちんと公表する義務がありますとまで、基本方針には書かれているんです。

このことをみんな忘れているみたいなんすけれども、でも私、環境省にも言ったんですけども、基本方針で聞いてくれないなら、法律の条文に入れざるを得ないのではないかということ。だから、私は自治体の人に伺いたいんですけども、基本方針って何か自治体にとっては、そんな意味がないものなんでしょうか。もうここに書かれているんです、今、皆さん議論していることは全部。

○石川座長 申しわけないけれども、唯一の代表で原田さん。

○原田委員 東村山市では、きちんと容り協会に出しております。ただ、機械の故障なんかがあつて、どうしても一時的に売却せざるを得ないというときはあるんですけども、そういう意味ではきちんと守っているかなと思うんです。

○織委員 だからやっていないところに伺いたいんです。

○長野室長 一応、環境省のほうで、独自処理をしている市町村に、これは海外に行っているところと行っていないところとあるんですけども、理由を聞いてるので、手元にあるのが23年度のデータなんんですけども、そちらの理由は、一番多いのは、指定法人ルートよりも高い。次が、柔軟に対応してもらえる。次が、小ロットでも引き取ってもらえるということで、この理由は、ずっと継続的に調査している中でも余り変わらないということだそうです。

ただ、今、容リルートのP E Tの価格って、めちゃめちゃ高いですよね。あれは中国よりも安いんですか。7万円とか6万円とかですよね。多分高いのではないかと思うので、自治体さんも本当にこの市況を見て今年は独自とか、今年は何とかというふうに変えているかというと、推移を見ると、独自処理の人たちというのは大体3割ぐらいで一定していまして、併用している市町村というのが、徐々に減ってきていて指定法人ルートに一本化されているというのが増えてきているという傾向にあるということでございます。

○織委員 私が言いたかったのは、要は基本方針にのっとって、きちっと本当に確認して、住民にも公表していて、なおかつ独自処理をやりたいというのは、それはそれでいいんですけども、何か基本方針のことを本当はみんな忘れているか、あるいは目を、あえてつぶっているのか、告示まで目を通していかないのか、何かむしろ法律改正云々というよりも、ごく基本に戻って条文というか基本方針を見れば割と解決する問題なのではないかなという気が、実は、だからむしろ基本方針の新基本方針をもう少し周知徹底して、独自処理するんだったらきちんとフォローアップの調査もしなくてはいけない。

ちなみにベルギーはこれをやっているんです。協会が監査、オーディットを、中国にリサイクルで出しているところは、オーディットをしてきちっとリサイクルしていて、環境負荷が、環境汚染を起こしていないというところに出すようにという指導をして、年に何回、1回、調査に中国まで行っているという話もしています。

そこまでやっていたなら、グローバルな観点で考えたら、もしかしたらリサイクルということもあり得るかもしれないんですけども、やはりそういうことをきちっとやっているのかどうかということも含めて、少し運用の面で徹底する必要があるのではないかという気がします。

○石川座長 ありがとうございます。

本田委員、三富委員の順でお願いします。

○本田委員 ペットボトルは、その他プラと違って、完全有価物になっていると思いますので、自治体さんからとてみると、恐らく収集コストが相当お金を払って、でき上がった資源を容リルートに流すと特定事業者の収入になって、自治体には何のメリットもない。一方で、自治体が独自ルートで集めたものを自治体独自で売ると、収入があるのではないかということでそこなのかな。私、P E Tのことは余り詳しくないんですけども。

○石川座長 P E Tは入札して入ったお金は市町村に戻しています。

○本田委員 全部戻っていますか。

○長野室長 全部戻っています。

○本田委員 すみません。それは誤解でございました。

○石川座長 三富委員、お願いします。

○三富委員 先ほどの円滑な引き渡し、これは当然のごとく進めていただきたい。これは法制度によるかというところがあると思うんですけども、違う観点から、P E Tというのは、あらゆる意味で特殊な位置づけにあります。高度なリサイクルに適した材料である。

先ほど環境配慮素材というお話が、バイオを含めましてありましたよね。あれは今後広くシェアを広げて進めていく。その中で現実的にはもう既に、例えばリサイクル材というのは、そういう形で数量にしても数万トンというレベルに達しています。

そんな中で、一つの案といいますか、先ほど環境配慮素材の中では、そういったものを扱うもののインセンティブとして、特定事業者への便益とかありましたけれども、国内循環ということを考えればインセンティブは、特定事業者だけでなく、再生利用事業者、あるいは自治体といったところにもインセンティブがあるような位置づけにすると、P E T全体ではありませんけれども、そこを切り口に国内循環が進まないのかなという提案でございます。

○石川座長 ありがとうございました。

また新しい提案で、その前の議論でありましたB t o Bとか、リサイクル材に関しては、この法律の中で、余りほかと関連なくインセンティブを考えることができるかも知れないというのと関連があるお話かなというふうに思いました。ほかにいかがでしょうか。

片山委員。

○片山委員 ありがとうございます。

6ページのところで、例えばスーパーマーケットの店頭で回収したペットボトルというのは、多分容リルートではなく独自ルートで回っていると思いますけれども、それも含めて国内で循環することがいい、ということだと思いますが、こちらにも書いてありますけれども、かなり高度なリサイクル素材としてP E Tが扱われているときに、それが容器包装リサイクル法の対象であり続ける必要があるのかなと。アルミ缶等と同じような位置づけになっていくのであれば、それはむしろもっと自由に流通できるような形にしたほうが、さらに循環していくのではないかと思います。

例えば、扱い上は廃プラスチックなので産業廃棄物扱いになりますけれども、それが専ら物的な扱いになってくると、かなり自由な動きになっていくのではないかと思います。容リ法の中で、いつまでP E Tが対象になるのか、というのが気になるところです。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

これは多分本質的な話かなというふうに思います。P E T、再生P E Tの国際市況が安定的にきっとプラスだというふうに確信が持てたら、今まで多分そこまでの確信がないということで、一応、容リ法でカバーしておきましょうというふうな話はあったんです。

それから関連する話としては、ここはスチール缶リサイクル協会とかアルミ缶の方がメンバーとしてはいらっしゃらない。多分、オブザーバーの方でいらっしゃると思うんですが、あれが容リ法の中で外れているというのは、特にスチール缶ですけれども、マイナスになったときに業界側でそれを引き取るという保障をしているんです。

だから市況が仮に下がって、スチール缶が売れなくなってしまった場合も、容リ法に頼らなくても、容リ法というのか、容リ法に基づく特定事業者の負担に頼らなくともできるということを業界が保障したから、外れているというのがあります。

ですから、P E Tの場合も安定的にいうかというのが、だんだんになるんでしょうから、途中の段階ではそういう段階を通らざるを得ないかもしれませんね。ほかのところから見ると、じゃ、誰がリスクをとってくれるんですかというふうな話が、ひょっとするとあり得るかもしれません。それがあったとして、議論ということかなというふうに、私は思います。

いかがでしょう。ほかに何か。平尾委員。

○平尾委員 先ほど経済的なお話の議論があったと思うのですけれども、恐らく日本の特殊事情かもしれませんのが、やはり再生樹脂に対しての需要側、それを使う側のインセンティブといいますか、経済的なメリットが余りはっきりしていなくて、何か再生材は安く買いたたくという市場が存在しているのではないかなと思うのです。

これは想像を含みますが、P E Tもその他プラにかかるようなポリオレフィン樹脂もかなり高品質な再生材にしても、それほど、それに見合ったコストで引き取ってもらえないという問題があるのではないかと。

その背景の一つとしては、これはまた先ほどの議論のプラスチックリサイクル法にしろというのに関連するかもしれませんのが、容リ法で回している限りは、一事業者が頑張っても年間でたかが数万トンぐらいしか出荷できないと思います。

そうすると大手企業で頑張って再生材を使いたいなというところでも、なかなか調達しにくいという問題があつて、もっとどこかに集中して大量にあれば、いつも調達できるのだったら、使いたいですよなんていうことはよく聞きます。再生材はどこにあるのでしょうかね、ちょこちょこはあるのですけど、ということになると、結局全体としてはうまく回っていかないという問題があるような気がします。

最終的に調達する側のところでもっと循環を引っ張れるような経済的な形があればいいのだと思います。それは、さらに消費者がもっとそういうものを選べばというところまで行き着くかもしれませんけれども、そういうところを、私にはわからないのですが、座長のように経済がご専門のお立場から、もう少し仕組みをご提案頂ければと思います。P E Tも日本の再生事業者は今、恐らく高く落札して苦しい思いをしているか、もうあきらめてギブアップするかの二極化だと思います、きっと。

つまり、現状は定常にうまく回っているではなくて、頑張って量を回しているのだけれども、全然もうからないか、もうやめたと言うか、どっちかしかない仕組みになっているところを、もう少し頑張ればちゃんと引き取ってくれる事業者がいるような経済制度にならないかと思います。すみません、いいアイデアはないのですけれども、問題点としてはそういうところを感じています。

○石川座長 ありがとうございます。

私が感じるのは、平尾先生のおっしゃることはまさにそれが起こっている。つまり一つは日本の市場は特殊だと。再生品に関する需要が多分、私は特殊だと思っていて、それを共有される方は多いのではないかなど、まず思います。

それからもう一つ、再生事業者が大規模化すれば、それを使う側にとって使い勝手がいい。再生樹脂の使い勝手、もっと大手が使えるという意味です。それは確かに構造的にそういうこともあるかなというふうに思います。

平尾委員のほうから、なぜ再生樹脂を買いたたく理由がよくわかりませんが、そうなっているという話ですが、私の解釈は、消費者の要求水準がやはり日本の場合、特に高いので、わずかな欠陥も許さないというのがあるのではないか。私は容リ法をつくったころ、90年代から2000年代に対してさんざんヨーロッパに行きましたけれども、一番驚いたのはヨーロッパではこんなものが売れるのかというのが、平気で一応値段がついているんです。それは、要は需要がある。

例えばごみ袋です。ごみ袋なんか本当にヨーロッパの、今はもうそれに近いですけれども、そもそもグレーだし、国によって違いますけれども、グレーで、ちょっと持つと、重いものを入れるとびゅうんと伸びるとか、目に見えるフィッシュアイがあるとか、「何だ、これ」と思うようなもの

が流通するんです。

そういう需要があるというのが、再生材にとってやはり有利なんです。需要がある。日本の場合は多分そういう低品質なものに対する需要が最終製品に関してない。「ない」と言うと極端ですが、余りないのでないかなと思うんです。そうすると、バルクとして必要なものはもうかなり高水準なものを求めるから、そうなると再生品はつらい、ということがあるのでないかなというふうには思います。

事務局のほうでP E T樹脂のデータについて調べていただいたことがあって、参考になるデータかなと思うんですが、一般的には再生P E T樹脂の取引価格っていうのは、バージンP E Tの七、八割だというふうに言われているそうです。ただし、B t o B用の再生樹脂っていうのは、バージン価格とほとんど同じぐらいで取引されている。これは一つには、B t o B用というところは、何か技術の詳細はわかりませんが、ボトルがつくれるぐらいまで磨くとそれが需要がある。それから、一方で僕はこれに関しては、大きなメーカーがB t o Bをやるとおっしゃって、需要で引っ張っているからだとまず思うんです。

そういう意味では、需要側から対策というのはいろいろあり得るのではないかとも思います。これは余分な情報かもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

では亀井委員。

○亀井委員 P E Tの国内循環も容リプラの手法も共通して言えることかもしれないのですが、一つの視点は、使用する側のインセンティブとして、日本における地球温暖化防止対策、C O<sub>2</sub>の排出削減に寄与しているということが大きいのと思っています。鉄鋼業で一生懸命容リプラを使おうとしているのも、経産省からC O<sub>2</sub>の削減目標を自主行動計画という形で一緒に設定したこともありますし、そのためにどうしたらいいかを考えています。国内の企業では、省エネや省資源について、既にかなり徹底して取り組んでいます。さらなるCO<sub>2</sub>削減は、容リプラやP E Tの国内で循環するためにどうしたらいいか。多分、今のままでは難しいので、設備投資をして、それでもやはり業界として、あるいは企業としてのC O<sub>2</sub>排出削減の努力を認めていただけるのならば、頑張ってやりましょうということです。使用量の大きいところがやるとかなり状況も変わってくると思います。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。

長時間にわたってご議論いただいているのですが、大体予定の時間ではあるんですが、何かご意見ございましたらぜひ。

では原田委員お願いします。

○原田委員 きょう、川崎市の菅谷委員もお休みされて、託されたものもございますので、合理化拠出金についてだけどうしても触れさせていただきたいと思います。

今回の8ページに、合理化拠出金制度の問題意識と対応方向というのがございまして、ここを確認させていただきたいと思ったんですが、問題意識のほうも対応方向につきましても、社会コストの低減を進めるために導入されたという制度だというふうに書いてあるんですが、私どもの認識としては、質の高い分別収集、再商品化を推進して、容器包装リサイクルシステムの全体の効率化に資するものとして設けられていて、これによって、より高い水準の分別収集を努めた市町村は、当該分別収集の直接的な費用を低減させるだけでなく、事業者側から一定の資金の拠出も受けられ

て、質の高い分別収集へのインセンティブ、これが働くというふうに認識していたものですから、全体的な社会コストの低減を進めるというふうな話で進められているんですが、その辺をちょっと確認させていただきたいということです。

それと、私どもの市では、この拠出金をアメニティ基金という基金をつくりまして、そこに積み立てをしております。この基金の目的というのが、天然資源の消費を抑制、それから廃棄物の再資源化を図って、循環型社会の形成に寄与するためにつくられた基金でございまして、これをいただいた上で、こういう基金に積んで、今、申し上げたような目的に沿って活用させていただいているというところがございますので、ぜひここを確認させていただきたいと思います。

○石川座長 これは長野室長さんから。

○長野室長 合理化拠出金の仕組みにつきましては、当初、期待していた価格よりも事業者が、例えばリサイクルに適したものをきちんと製造するありますとか、市町村が分別収集で品質向上すると。両者の努力で合理化を図るということで、想定していた単価よりも安くなった場合に、その成果を半分ずつ分け合うということでございまして、市町村と事業者が2分の1ずつ分け合うということとして、その水準というのはまさに価格だけで決めておりまして、ある意味社会的なコストが合理化するという趣旨で設けたものというふうに理解しております。

その言い方の問題かもしれませんけれども、この合理化・効率化という部分というものの指標としては、価格差を見ているということでございます。

○石川座長 原田委員よろしいですか。

○原田委員 ちょっとどうかなというふうには思いますけれども。いずれにいたしましても、市には拠出金が毎年減ってきてているというところはございまして、前回もお話をさせていただいたように、かかる費用としては変わっていないというところがございますので、その点については、この制度の見直しの中で、ぜひ考えていただければというふうに思います。

以上です。

○石川座長 わかりました。

ではあと、大平委員で、大体時間が来ていますので、これでおしまいにしたいと思います。

○大平委員 今の話の関連です。

8ページ、対応方向というところで、社会コストの低減を進めるというふうに書いてあるので、そういう心配をなさったと思うんですが、問題意識の1行目、2行目のところには合理化を図ってというふうになっていますので、言ってみれば対応方向のワーディングの問題かなというふうに思っています。

○石川座長 ありがとうございました。

では、平尾委員で最後。

○平尾委員 こういう話があるときに、何度も申し上げているのですが、90%ぐらいプラとP E Tの議論をするのは仕方がないと思っているのですが、10%ぐらいはその他の、特に食品というとであればびんをどう考えるのかという議論、それから、紙製容器包装は回収率を含めてリサイクル率が非常に低いということ、もう少し時間をとって議論をしていただけたらいいなと思います。自身の経験から見ても、紙をちゃんと分別すると可燃ごみの排出量は相当に減ると思います。それがいいかどうかは議論はあるにしてもです。

ただし、この点については合同会合のほうでもほとんど議論をしていないので、ここで幾ら取り上げてみても仕方ないというのはわかっていますが、やはり食品の容器包装というところでは大事

な問題だと思いますので、今回のとりまとめの後でも結構ですので、ぜひご議論いただければと思います。

○石川座長 まだこれから、きょう、たくさんご意見をいただきまして、別にこの中で合意ができたわけでも何でもないと思っていますので、これはいただいたご意見全て事務局のほうで整理していただいて、次回、それを整理した形で皆さんにご提示して、そういう意味では平尾委員からの紙製容器、食品ですから紙のカートン、すごくたくさん使っているはずなので、これに関する議論だとかも必要だというご意見を承りました。

ほかにこれで、どうしてもという方がいらっしゃらなければ、おしまいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

きょうは本当にどうもありがとうございました。それでは事務局にお渡ししたいと思います。

○長野室長 皆様、きょうは3時間ということで長時間のご議論ありがとうございました。

次回の懇談会でございますけれども、10月21日火曜日の1時から予定しております。また農林水産省で行いますので、また場所等正確に連絡をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後5時04分 閉会